

佐賀県立九州陶磁文化館

研 究 紀 要

第 6 号

江戸初期における肥前磁器の開発過程について

・・・・・ 大橋 康二

柴田夫妻コレクションにみる銘款集成 1 — 17世紀前半から中葉にかけて —

・・・・・ 宮木 貴史

志田東山関係文書と記録された志田東山窯の歴史

・・・・・ 家田 淳一

資料紹介 志田東山関係文書

・・・・・ 尾崎 葉子

2021

佐賀県立九州陶磁文化館

はじめに

このたび佐賀県立九州陶磁文化館は研究紀要第6号を刊行しました。

当館は、昭和55年（1980年）に九州陶磁に関し、その文化遺産の保存と陶芸文化の発展に寄与する目的で設立され、以来、多面的な活動を行ってきました。重要な活動の一つとして調査研究にも力を尽くし、昭和61年（1986年）に研究紀要第1号、平成2年（1990年）に第2号、平成16年（2004年）に第3号、平成17年（2005年）に第4号、そして平成19年（2007年）には第5号を刊行し、調査研究の成果を公にしました。

以後、諸般の事情により長らく研究紀要の刊行には至りませんでしたが、その間、各展覧会図録などで研究成果を発表してまいりました。今年度は当館における調査研究活動をより充実させ、今後の展示や教育普及に活用するために、研究紀要の刊行を進めました。

このたびの第6号では、肥前磁器の開発過程を明らかにした論考や、当館が所蔵する「志田東山関係文書」の調査成果、また柴田夫妻コレクションにみられる銘の紹介といった調査研究の成果を収録しました。

今後も、当館の設立目的にありますように、九州の陶芸文化の発展に寄与するべく九州陶磁に関する調査研究に尽力し、その成果を逐次報告致したいと存じますので、皆様方の御叱正、御指導をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

佐賀県立九州陶磁文化館

館長 鈴田 由紀夫

目 次

はじめに

論考

江戸初期における肥前磁器の開発過程について

・ ・ ・ ・ ・ 大橋 康二 ・ ・ ・ ・ 1 (98) 頁

柴田夫妻コレクションによる銘款集成 1 — 17世紀前半から中葉にかけて —

・ ・ ・ ・ ・ 宮木 貴史 ・ ・ ・ ・ 30 (69) 頁

志田東山関係文書と記録された志田東山窯の歴史

・ ・ ・ ・ ・ 家田 淳一 ・ ・ ・ ・ 72 (27) 頁

資料紹介

志田東山関係文書

・ ・ ・ ・ ・ 尾崎 葉子 ・ ・ ・ ・ 97 (2) 頁

江戸初期における肥前磁器の開発過程について

大橋 康二

1. 肥前陶器の始まり

肥前の陶器生産は 1580 年代頃、唐津市の岸岳城主波多氏が朝鮮の技術を導入し、岸岳城下で開窯したことに始まる。岸岳城周辺で開窯した陶器窯は従来「岸岳系唐津」と呼ばれてきた。その特徴をみると、もっとも技術系譜をよく表すものとして窯構造、窯道具があるが、窯構造は皿屋上窯で叩き成形集団によるとみられる単室登窯があるほかは、皿屋窯（皿屋下窯）のロクロ成形集団による割竹式登窯がほかの帆柱窯、飯洞甕下窯（図 2-1）に近い。つまり、碗皿を作るロクロ成形集団の窯構造は割竹式登窯である。窯道具はトチン（図 2-6・7）とハマ（図 2-8）がある。図 2-6、8 は韓国で報告されているトチンとハマに似通っている。図 2-7 のような細身のトチンは韓国の報告例ではない。

製品の特徴は、皿屋窯と帆柱窯では藁灰釉の碗皿が多い。皿屋窯では藁灰釉小皿の重ね積に胎土目積（図 1-2・3）が多いが、その場合、2、3 のように見込の胎土目を置く部分の釉を四角くぬぐい取っているものが多いのが特徴である。また、2、3 は藁灰釉小皿の口縁部に鉄釉を塗っている。このような装飾を「皮鯨手」と呼ぶ。

帆柱窯では藁灰釉の碗皿が多く、重ね積は皿屋窯のように釉剥ぎした胎土目積の例はみられず、釉剥ぎしない胎土目積が少しみられる（唐津市教委 2018）。灰釉皿で砂目の例が 1 点出土している。この砂目は飯洞甕下窯や阿房谷下窯（伊万里市）出土の灰釉皿にもみられるが、淡褐色を帯び、有田の溝線皿に多い砂目とは異質である（九陶 1995 の 18 頁）。飯洞甕下窯にもある藁灰釉小皿に波線のもの（図 1-10）があり、口縁に鉄を塗る皮鯨手（図 1-11）もある。窯道具はトチン（図 1-13・14）・ハマ（図 1-15）であり、皿屋窯と同様である。

岸岳で明らかな茶の湯の茶碗として作られたものは、飯洞甕下窯出土の長石釉を施した碗が 1 点ある（図 2-3）。彫文を加え高台疊付は幅広く作るなど、千利休の侘び寂の精神のもとで作られたと考えられる志野（美濃）の茶碗の特徴に通じるものである。歪めた碗形であり、高台も疊付の幅を広く削り出し、そこに彫りを入れ、あたかも二重高台のように作る。

飯洞甕下窯は灰釉が主であり、鉄絵もある（図 2-5）。胎土目積は確認されていない。砂目（図 2-4・5）もわずかにみられ、濃い緑色の灰釉もみられる（図 2-2）。

岸岳城下のロクロ成形集団を比較しても、皿屋窯、帆柱窯、飯洞甕下窯では以上のように製品内容が異なる。特に帆柱窯は藁灰釉が多く、波線の皮鯨手小皿もあるが、胎土目による重ね積は少ない。皿屋窯は藁灰釉が多く、波線の皮鯨手小皿もあるが、胎土目による

重ね積が多くみられ、その中には胎土目を置く部分の軸を四角くふき取って重ね積したものが多い。この方法の胎土目は以後の肥前陶器ではほとんどみられなくなる。飯洞甕下窯には藁灰釉は確認されず、灰釉が多い。わずかに長石釉が用いられ、長石釉に近い白い灰釉もみられる。それに茶色い砂目がみられる。これに似た白い釉で茶色い砂目は帆柱窯でもわずかにみられる。以上のように、3窯は異なる陶工集団と推測されるが、共通点もあり、年代差は特に認められない。3つの陶工集団と叩き成形だけの陶工集団を加えると、4つの陶工集団が波多氏によって連れてこられた可能性がある。それが豊臣秀吉の京都での大茶会に波多親が参加した後とすれば、1589年（天正17）3月以降のことと推測される。波多氏が改易となる1593年（文禄2）頃の間に生産が行われたと考えられる。

この岸岳諸窯は、領主波多氏が文禄の役で豊臣秀吉に改易され、1594年（文禄3）常陸国に流された。その結果、保護者を失った岸岳周辺の陶工たちは離散したと推測される。

その後、肥前の陶器窯は伊万里や武雄地方など、佐賀県南部に広がる。伊万里の窯の中で岸岳の陶器の特徴を残す窯として、大川原窯がある。窯は一部の調査（九陶1994）で確認されたところによると、階段状の登窯である。窯幅は焼成室の奥壁近くで2.39m、奥行きは2.45mである。肥前の窯では第2グレーブ（大橋1986）の規模であるが、奥行きの方が長い点は古い要素といえる。また焼成室床の勾配が10度程度と比較的急であることも初期の窯の特徴に近い。窯道具はトチン（図3-7・8）とハマ（図3-9）である。窯道具も岸岳諸窯の特徴と大きな違いは認められない。

出土した製品は藁灰釉の碗皿が多い。他に灰釉の碗皿もある。目積は胎土目積の大きな皿が1点確認されている。波縁形の小皿があり、藁灰釉の例（図3-1・2と4・5）がある。波縁形小皿で帆柱窯や皿屋窯のものにみられた口縁に鉄を塗る皮鰐手（図3-2と5）もある。焼成が不十分で釉は不透明であるが、鉄絵を施した中皿がある（図3-3）。濃い灰緑色の灰釉を掛けた皿（図3-6）もある。高台は無釉であり、重ね積焼成を行ったものは少ない。製品の高台にモミガラの熔着がみられるものも多い。以上の製品・窯道具の特徴など、岸岳諸窯の中でも帆柱窯の特徴に比較的近いといえる。

前述のように岸岳諸窯では茶陶の茶碗は千利休（1522～1591）の侘び寂の影響を受けた形跡があるのに対し、次の段階である絵唐津盛行期には、利休の後の茶の指導者古田織部（1544？～1615）の影響を強く受け、重みの美の極致ともいえる碗を作り出す。美濃の織部に共通する特徴といえ、形状から查茶碗とも呼ばれる。窯詰め法の特徴から胎土目積段階と呼んだのがこの時期に当たり、1590～1610年代に比定している。窯は佐賀県側では伊万里、武雄、多久、有田などでみられ、さらに長崎県側でも佐世保市などでみられる。多久はこの時期には高麗谷窯で、胎土目積と鉄絵装飾が盛んであったことが調査（多久市教育委2005）を通して明らかである。そうした岸岳に始まり、波多氏の改易後に南に拡大

していった肥前陶器生産の発展は、伊万里や武雄地方などに広まる中で鉄絵装飾が盛んになる。釉は濃い緑色の灰釉、灰釉、長石釉に近い白い灰釉、鉄釉が用いられる。鉄絵に用いられるのは透明度の高い灰釉か、長石釉が混じる白みのある灰釉が普通である。

2. 新たな朝鮮陶工の活動

こうした胎土目積段階の陶器生産の活発化を支えたのは、秀吉の朝鮮出兵後に連れ帰られた新しい朝鮮陶工の存在である。佐賀藩の場合、『直茂公譜考補』には、直茂が朝鮮から帰国の時、「日本ノ宝ニ可被成トアリテ、焼物上手ニスル者六・七人被召置焼物ス、其後、以御意、伊万里ノ内藤川内山へ移リ焼物ス、右高麗人子孫多ク成焼物スルヲ日本人見習フニ細工スルニ付、伊万里有田方々ニ皿屋相立」とある。この「六・七人」のうちの一人の可能性が高いのが金ヶ江三兵衛である。「多久家有之候御書物写」(佐賀県立図書館)に金ヶ江三兵衛が朝鮮より連れ帰られ(1598年)、多久安順の元にしばらく預けられた記録から、多久安順の下にいた金ヶ江三兵衛を頭とする朝鮮陶工で、多久から有田皿山へ移住したものは18人である。記録には、統けて佐賀藩家臣であろう野田のうちの唐人の子8人、木下の「かくせい」(?)子2人とともに、多久の東ノ原の唐人子3人、多久本皿屋の者3人、計16人が記され、三兵衛の子2人を加えて計18人と読み取れる。この18人が多久から三兵衛に同行して有田に入ったと推測され、それが1616年(元和2)のことである。東ノ原は唐人古場窯に隣接する地名であるし、多久本皿屋とは、当時の窯の状況や岸岳に始まり、鉄絵装飾、胎土目積を盛んに行う技術系譜からみて、高麗谷窯であろう。この両方の窯の操業に関わったものを同行者に加えている点も、逆に三兵衛が唐人古場窯と高麗谷窯で陶磁器製作を行ったことを裏付けている。そして、三兵衛が多久で最初に築窯し、陶器を製作したと考えられるのが唐人古場窯である。肥前で最初に陶器を焼いたと考えられる岸岳城下の窯跡群の窯構造とは異なり、焼成室間の段差がほとんどなく、より韓国の磁器窯の構造に近いからである(図4-1、多久市教委1994a)。陶器製品も岸岳古窯群とは異なり、濃い緑色の灰釉だけであり、それを底部まで全面施釉し、豊付だけ釉剥ぎするが、重ね積はしないのである(図4-2~4)。豊付には下に敷いた砂が熔着している。濃い緑色の灰釉は岸岳系の窯でもみられるが、主要な釉ではなかった。製品は多彩な高麗谷窯などに比べ、限定した濃い灰釉碗皿が主である点もこの時期の窯としては珍しいと思われる。窯の調査でも作り直しなどの顕著な跡はなく、短期間の操業が推測される。しかし、唐人古場窯では磁器を焼成しようとした痕跡はみられない。朝鮮の陶工が、まずは肥前の地質の中で、窯を築き焼成するまでを試験する窯であった可能性が高いと思われる。碗の見込に円刻を施すことや、高台を豊付以外施釉している点などは、それまでの肥前陶器窯にはみられず、朝鮮の白磁生産窯でみられる特徴に通じる(図4-2~4)。よって、母国で白磁を

作る陶工であったが、とりあえず入手できる陶器土と釉薬で試験焼成をしたことが考えられる。窯道具も岸岳の系統の窯でみられる細身のトチンはみられず、朝鮮の窯道具に近いと思われる（図 4-5・6）。

3. 高麗谷窯跡

高麗谷窯出土品は唐人古場窯の出土品より多彩であり、胎土目積陶器（一般的なタイプではないが）が少し出土しており（図 5-1）、鉄絵の陶器（図 6-3・4、図 7、図 8）が多いことも胎土目積段階の特徴である。濃い緑色の灰釉の皿が図 5-2 のようにあるが、砂目である。ただしこの砂目は茶色く岸岳諸窯や大川原窯でみられた茶色い砂目に近い。ただし、岸岳の帆柱窯や大川原窯の茶色い砂目積皿は白さの強い灰釉であり、高麗谷窯の濃い緑色の灰釉皿で茶色い砂目積のものとは異なる。砂目の系譜は同じかもしれないが、総合的にみて高麗谷窯の方が後出とみられる。高麗谷窯では濃い緑色の灰釉が、長石釉に近い白い灰釉と同時に作られていたことは図 5-3 の重ね積熔着資料からわかる。これも図 5-4・5 と同様に茶色い砂目積と推測される。4、5 共に長石釉が混じったような白い灰釉である。この釉が高麗谷窯では多くみられる。濃い緑色の灰釉を掛けた碗（図 6-2）の中で高台にモミガラの熔着がみられる。モミガラの使用は大川原窯でも認められる。モミガラの使用は朝鮮の陶磁器の例は知らない。この時期では中国の漳州窯が盛んにモミガラを用いている。どこの技術かはまだわからないが、有田の初期の陶器によくみられるし、磁器でもいくらかみられる。遅くとも 1637 年（寛永 14）の伊万里・有田の窯場の整理・統合事件以降の窯ではみられなくなる。

以上のような製品は岸岳の技術系譜にのって、肥前の南に拡大した技術に近いのである。加えて、胎土目積段階に多い鉄絵装飾が高麗谷窯では多い。

その一方で図 9-4 の濃い緑色の灰釉を全面施釉した小皿は唐人古場窯の濃い灰釉皿（図 4-2、4）に通じる。よって、唐人古場窯は高麗谷窯の始まりより、遅れて開窯した可能性が高く、また高麗谷窯で磁器の試験焼成が始まる前に唐人古場窯は廃窯になったと推測される。つまり、多久の「本皿屋」として高麗谷窯が操業している時期に、新たな朝鮮の技術をもった三兵衛らが、唐人古場窯を築窯し、日本での陶器製作の試験焼成をしたと推測される。唐人古場窯は 1600～1610 年頃の間の短期間操業であった可能性が高い。それに対し、高麗谷窯は出土品がより多彩なように、胎土目積段階の終末期に始まり、三兵衛らが加わって磁器の試験焼成の始まりまであり、1590 年代末～1610 年代前半頃まで操業したものと推測される。伊万里を経て、有田に入るのが 1616 年と考えられるからである。

高麗谷窯製品の特徴

高麗谷窯の製品をみると、年代的に最も古い特徴をもつ少量の胎土目積皿は一般的の肥前の胎土目積陶器より暗い色調の胎土である（図5-1）。鉄絵の碗皿などが多く、重ね積しないものが多い。意匠は多様であり、優れたデザインが多く（図6-3・4、図8-1、3～5）、薄作りのものも多い。これらは全く唐人古場窯ではみられない。

他にも長石釉に近い白みを帯びた灰釉の碗皿（図9-1・2）は唐人古場窯ではみられず、茶色い砂目積である。この白みを帯びた灰釉は鉄絵製品の上釉として用いられている。また砂目の材料が茶色を帯びているのも特徴であり、有田などで用いられる砂目はより白い。

鉄絵製品の中に、明らかに茶の湯の茶碗として作られた一群がある（図8-1、3・4）。丸くクロコで引き上げたものを強く歪めた、いわゆる沓茶碗と呼ばれるものである。特徴は高台を幅広く削り出し、その疊付にさらに彫り込みを入れる。腰部にも力強い彫り込みを施すが、こうした外底部の作りは前述のように千利休の侘びさびの精神の下で作られた美濃の志野の茶碗、その影響と推測される唐津市岸岳の飯胴甕下窯出土の長石釉の茶碗（図2-3）にみられる。続く古田織部の指導とされる美濃の織部の沓茶碗にみられ、同時に絵唐津の沓茶碗が同様の特徴をもつてある（図8-2）。この特徴をもつ沓茶碗の製作は、高台などの比較から肥前の中では高麗谷窯が最後の時期にあたるかも知れない。

茶の湯の会席具の向付と思われる猪口（図7-1）も鉄絵を施したもののがみられる。

高麗谷窯の鉄絵文様は多彩であるが、特徴的なものとして千鳥文様（図7-4）を鉄絵で描いたものがある。同じ頃、美濃の織部でも千鳥文が描かれている。雁文もある（図7-6）。籠目（図7-3）や幾何学的な文様（図7-5）も少なくない。鉄絵文様には中国や東南アジアで作られた15～16世紀頃の陶器（小学館1984の図229など）の文様の影響を受けたと推測されるものもある（図7-2）。

金ヶ江三兵衛集團が関わっていると推測される製品を次にみると、1つは底部にまで全面施釉した皿・小碗があり、砂目積したものがある（図9-1～3）。これは朝鮮の16世紀の「粉青沙器」と呼ばれる陶器に似通っている。砂目は茶色を帯びる。これに似た鉄絵の小壺の伝世品が図9-5である。長石釉が混じる白い灰釉である。高台疊付に砂目痕がある。また、前述したが、濃い緑色の灰釉を全面施釉し、砂を敷いて焼いたもの（図9-4）もある。これが疊付の釉を剥いでいない点を除けば唐人古場窯の小皿に似る。

濃い緑色の灰釉を使ったものに鉄絵はないが、線彫りで文様を施したもののがわずかに出土している（図10-1・2）。1の瓶のようなものと、2の中皿の内側面に施した線彫り文様は巻くような唐草であるが、似通った文様を線彫りで表した青磁と思われるものが伊万里市の鞍壺窯で出土（図16-8）している。これも『直茂公譜』や『勝茂公譜考補』によると、（勝茂公譜では初め金立山とあるが）その後、伊万里のうち藤川内山へ移り、高麗人の子孫が

増えるとともに、日本の者も見習い、伊万里・有田方々に皿屋を立てたとある。よって金ヶ江三兵衛集団が高麗谷窯から伊万里の藤川内を経由して有田に入ったことが推測されるから、鞍壺窯の磁器はそれを裏付ける証左の一つであろう。

高台疊付以外に透明に近い灰釉を施した碗で高台を高めに削り出すものや撥形に削り出したものがある（図 10-3・4）。有田の磁器創始期の窯の一つの天神森窯でも似通った撥形高台の陶器碗と思われる底部片（図 10-5）が出土している。この器形から肥前の高麗茶碗写しといえるものである（図 10-6）。なお、いわゆる「高麗茶碗」には後述の三島手や刷毛目など白土装飾の陶器碗も含まれる。それは有田の天神森窯などに続く。1615年（慶長 20）頃の鍋島勝茂の国家老に当てた3月9日の書状（『佐賀県史料集成』）に、高麗茶碗が流行っているので、良し悪しはともかく、高麗茶碗であればよいので、家の町人、百姓どもが持っているものを探し、代金を払って14、5個も急ぎ差し上せるように命じた。4月5日に11個の高麗茶碗が8人の家臣から進上された。高麗谷窯で、高麗茶碗写し製作が始まるのはこうした藩主の高麗茶碗を求める動きと関りがあるかもしれない。高麗谷窯の高麗茶碗写しは、年代的には1610年代前半頃に作られた可能性がある。そして、その後高麗茶碗写しともいえる茶碗の製作が寛永（1624～44）年間を中心とし、その後は1650年代以降次第にみられなくなる理由は、当時将軍家における茶事の盛行（大橋 2007 の 57～66 頁）と関りがあると思われる。そうした高麗茶碗流行の初めのころに、高麗谷窯で新たに参加した朝鮮陶工が製作し始めた可能性が推測される。

高麗谷窯出土磁器

高麗谷窯で磁器がいくつか出土している。

1つは青磁で花瓶などの耳の部分と思われる鶴形部分が、窯詰めしたサヤに熔着したものである（図 11-1）。線彫り・ヘラ彫りにより仕上げている。これに似た鶴耳を付けた青磁花瓶が図 11-2 である。高麗谷窯の青磁は黄色を帯びたものであるが、図 11-2 の方は濃い緑色の青磁釉を施したものである。樓閣部分の底かと思われる菊弁状の表現は有田町天狗谷窯出土の青磁鶴首瓶（有田町教委 1972 図版 2）の肩の菊弁の表現に似ているのであり、青磁釉調も似ており、年代は 1630～40 年代と推測される。よって図 11-2 の伝世例は高麗谷窯のものより後出と考えられる。図 11-1 は体部の一部が残り、双耳の花瓶のようなものと推測できる。

図 11-3 は白磁の把手と思われるものが擂鉢と思われる陶器の内面に熔着している。この白磁（上面がみえないので断定はできないが）の把手は下面に布目痕がみられるので型成形で作られた把手と思われる。陶器の方は筋を引いているので擂鉢と思われるが、サヤの蓋に転用した可能性がある。この青磁と白磁の例により、磁器はサヤのような道具の中

に納めて窯詰め焼成することがあることを示す。それは伊万里市鞍壺窯でもサヤの身の内面に磁器が熔着している（図16-3）ことからも明らかである。こうした磁器とサヤの出土は岸岳諸窯以来の肥前陶器窯ではみられなかつた。サヤが出土した窯跡は磁器焼成を行つてゐる、もしくは行おうとしていることの証左の一つといえる。よつて、新たな朝鮮陶工集団がもたらした可能性が高い。それが築窯と陶器焼成を試した段階の唐人古場窯から移動してきた金ヶ江三兵衛たちであったと考えるのは極めて蓋然性が高いといえる。

高麗谷窯では図11-4のようにサヤの身（左）と蓋（右）が出土している。肥前陶磁器窯のサヤは基本的に磁器の一部の焼成の際に用いられ、陶器に用いられた例は知られていない。

高麗谷窯出土の磁器技術を知るもっとも重要な白磁碗かと思われる底部片（図12-1）が出土している。薄作りであり、高台の作りも丁寧である。欠損が著しいが疊付のみ無釉と思われる。高台内を中心に道具に敷かれたモミガラが沢山熔着している。この高台内にたくさん熔着したモミガラを除けば、朝鮮の官窯クラスの薄手の作行きの碗（図12-2）に近く、金ヶ江三兵衛集団には官窯クラスの磁器技術をもつた陶工がいた可能性がある。疊付には下に置かれたハマの黒い熔着がみられる。モミガラの熔着は前述の通り、朝鮮では知られていないのが、肥前陶器生産では大川原窯あたりからみられ、高麗谷窯でも灰釉陶器などに熔着した例は少なくない。金ヶ江三兵衛ら優れた朝鮮陶工が製作した白磁碗の窯詰めの際、同じ登窯内で用いられていたモミガラを砂の代わりに敷いたものと推測される。逆に、モミガラが熔着していなければ、これほど薄くシャープに成形された白磁は、有田の初期にもみられないで、草創期の白磁であると判断するのは困難であったかもしれない。

白土装飾の陶器

胎土目積段階にはみられなかつた技術として、白土による装飾を施した陶器がいくつかみられる。この技術も慶長の役後に朝鮮の陶工がもたらしたと推測される。1つは象嵌技法であり、文様をハンコで押す「印花」装飾で表し白土を充填する（図12-4）か、文様を彫り込み白土を充填する（図12-3や図13-4）。これを「三島手」と呼ぶ。印花象嵌の伝世品では図12-5が似通っている。後者の象嵌装飾の伝世例は図14-1が近いものとしてあげられる。このほか白土を盛り上げ装飾する方法（図14-2）や、白土で「刷毛目」装飾するもの（図15-2）、刷毛目した後、搔き落としたもの（図15-1）などがある。図14-2は龍のような文様を白土で描くが、似通つたものが長崎市興善町遺跡出土品（図14-3、長崎市教委1999）がある。いずれも朝鮮で15、16世紀に粉青沙器の装飾として行われていた方法である。朝鮮の図13-3の菊花の表現は花の中心が黒く小さな輪のように表され

ている。ところが高麗谷窯の図 12-4 の皿の見込の菊花は花弁がくっついていて、分かりにくくなつたところもあるが、基本的に菊花であり、中心に白丸の点を表す点が朝鮮の例とは異なる。また、この象嵌の菊花文は、後の武雄などで盛んに作られる陶器の文様としても多用される。それらと比べると、1620～40 年代と推測される三島手（図 13-2）では菊花の中心には何も描かないものが普通となる。そうした菊花の表現の特徴に加え、釉にも長石釉が混じつたような白いなだれがみられることが高麗谷窯の特徴の一つであり、加えて、砂目を使う点でも共通な例が図 12-5 の天目台である。釉調という点では図 12-3 に近い。図 12-4 は暗い色調の土を用いているが、これは白土文様を活かす効果を考えてと思われるが、このような暗い土の使用はすでに朝鮮でも行っている（大橋 2004）。また、図 15-2 のように内外を白土による刷毛目装飾した碗がみられる。これも朝鮮で図 15-3 のように 15～16 世紀に行われていた装飾法である。

このように高麗谷窯出土品の中で胎土目積陶器段階になかった特徴の製品は、磁器と白土装飾技法の陶器、高麗茶碗写しの陶器碗であり、窯道具ではサヤがある。それらを作ったのが金ヶ江三兵衛集團と推測される。

4. 多久から伊万里へ

金ヶ江三兵衛らが高麗谷窯から移動する経路は、前述の『直茂公譜考補』に「焼物上手ニスル者六・七人被召置焼物ス、其後、以御意、伊万里ノ内藤川内山へ移リ焼物ス」とあり、『勝茂公譜考補』にも「焼物上手ニテ頭立チタルモノ六・七人ヲ召連ラレ、金立山ヘ召ヲカレ、此所ニテ焼物ヲ焼セラレケリ、其後ニ伊万里ノ内藤ノ川内山へ御移シアリテ焼物仰付ケラレケルニ」とあり、また『山本神右衛門重澄年譜』にもこのことについて、「右之者共金立山ニ被召置焼物仕候、其後以 御意伊万里ノ内藤ノ川内山江罷移焼物仕候」とほぼ同じ内容である。

これらの記録から、高麗谷窯の次に伊万里の「藤川内山」に移ったと推測でき、この周辺地域で、高麗谷窯で確認できた新たな朝鮮系技術の特徴に近い製品・窯道具が出土した窯の例として鞍壺窯がある。伊万里の藤川内山周辺の窯である鞍壺窯では、磁器としては、高麗谷窯では今のところ確実な例のないコバルト顔料（呉須）により釉下に青い文様を表す染付がいくつか見られる点が重要である。鞍壺窯は一部の調査の結果、階段状登窯であり、焼成室は幅 2.5～2.7 m、奥行 2 m で床は勾配を持つ点で大川原窯にも近い。焼成室数は 10～11 室と推定されている（伊万里市教委 1993 の 35 頁）。図 16-4 は扁平な染付折縁皿で、折った口縁の端を小さく上に折り返した皿。小学館 1980 の図 42・43 の朝鮮白磁青花草虫文托（15 世紀）の口縁形に似る。この草虫文托は口縁に列点文を染付する。同様の口縁部を持つ扁平皿は韓国京畿道広州の道馬里窯跡出土品にみられる（小学館 1980

の図233)。なお鞍壺窯出土品に列点文を肩に染付した小壺と思われる破片が出土している(図16-6)。図16-5はもう一つの皿かと思われる破片。内面文様は松かと思われる。朝鮮の15世紀頃の白磁青花が描いたものと同水準の文様表現である。

図16-3はサヤに熔着した碗か猪口とみられる磁器の口縁部片。外面は熔着して見えず、白磁か染付かは明らかでない。

染付皿などのほか、図16-7は鳥形の頭部片であり、サヤと思われる道具の熔着がみられる。これは高麗谷窯の青磁の鶴形耳と思われる部分がサヤに熔着した破片が出土していることに限りがあるとみられる。これをみると、日本の消費者が求める景德鎮の染付をめざして開発する段階に入ったのが、伊万里の藤川内に移動したころであったと考えられる。この時期までには平戸に来航する中国船から真須を入手した可能性が高い。ここでも薄手の皿など、高麗谷窯でみた朝鮮の官窯クラスの技術をもった陶工が作ったと推測されるが、試作品であろう。

高麗谷窯でもみられた青磁も、似通ったレベルの線彫りを施した角形などの猪口(図16-8)と思われる破片が出土している。高麗谷窯の鶴形耳同様に釉調は黄みを帯びた青磁である。日本人が求める龍泉窯青磁のような濃い緑色の青磁には到達していない。そのためか有田でも1630年代頃まで青磁はほとんど作られていない。副田氏の系図(『皿山創業調』所収)に、高原五郎七という名前のお物師の弟子となり、その後「有田岩谷川内へ移り青磁ヲ焼出シ世上ニ発向ス。其頃 御献上始リ珍器品々焼立被仰付、青磁ノ法人不知ニ依テ岩谷川内へ御道具山ト相唱撓立差上ル」とある。高原五郎七は1636年(寛永13)頃にキリストianの疑いで有田から逃げたと推測されるから、1630年代前半には高原五郎七によって青磁が作られ始めていたことが推測される。そして高原が「青磁ヲ焼出シ」とあるのも、藩主勝茂の弟、鍋島忠茂(寛永元年8月没)が青磁茶碗を寛永元年頃注文していることに関りがあると推測したことがある(大橋2007の88頁)。よって、金ヶ江三兵衛集団は朝鮮では白磁中心に作っていたのであり、「御意を以て」とあるように藩主からの求めで染付と共に青磁も試みたが、青磁については求めに応じた水準のものができなかつたのではないかと思われる。そのため有田に移ってもすぐに青磁製作には入らなかつたのではないかと思われる。その中で高原五郎七が青磁を始めたのであろう。

また、白土装飾も刷毛目装飾を施した陶器碗のほか、白土で型紙摺かと思われる方法でチョコレート色の素地の上に盛り上げ装飾した角猪口(図16-2)が出土している。白土を用いた型紙摺陶器は武雄市武内の窯などで1610~30年代には作られたとみられるほか、有田の山小屋窯などで1630~40年代に青磁に白土の型紙摺で文様を表した例がある。これらに先行する例といえる。

図16-1のように鞍壺窯の出土陶器では胎土目積はみられず、砂目積がほとんどである。

よって、高麗谷窯よりも開窯年代は遅く、1600 年代以降と考えられ、溝縁皿の本格的段階に入っていないと思われる所以で 1610 年代が下限と考えられる。

窯道具ではトチン、ハマがあり（図 16-9）、トチンは朝鮮的なものと、細身のトチンがある。ハマは高麗谷窯のものよりも薄手の整然とした作りのものが多くなる。加えてサヤ（図 16-10）が出土している。高麗谷窯のサヤと同様でロクロ成形である。全体的に外面の自然釉がみられない点は高麗谷窯よりも操業期間が短かった可能性がある。なお、近隣の栗木谷窯でもサヤが多く出土し、同じ頃に磁器が焼かれていることが明らかになっている。『直茂公譜考補』『勝茂公譜考補』にあるように、藤川内山に移り、焼物を作る中で、高麗人の子孫多くなり、焼物をする日本の者も見習い製作し、伊万里・有田の方々に皿屋を設けたとあることの表れであろう。

そして、有田に移動するのである。

5. 伊万里から有田へ

『直茂公譜考補』には、「伊万里ノ内藤川内山へ移り焼物ス、右高麗人子孫多ク成焼物スルヲ日本人見習ニ細工スルニ付、伊万里有田方ニ皿屋相立」とあり、『勝茂公譜考補』にも「伊万里ノ内藤ノ川内山へ御移シアリテ焼物仰付ケラレケルニ、高麗人ノ子孫多クナリ焼物シケルヲ日本ノ者モ見習ヒテ細工ニ仕ツキ、伊万里有田等方々へ散処シ、皿屋薪ノ為ニ山ヲ切荒シケルニヨリ」とある。そして「多久家有之候御書物写」に金ヶ江三兵衛を頭とする朝鮮陶工が多久から有田皿山へ移住した者は 18 人と記し、続けて「私買切之者高木權兵衛殿移内之唐人子四人、千布平右衛門殿内之唐人子三人、有田百姓之子兄弟二人、伊万里町助作合十人」とあり、おそらく、伊万里藤川内を経由して有田に移動する過程で雇われなどして増えいった陶工と推測される。さらに「所々より集り申罷在候者、百二十人皆々某万事之心遣仕申上候」と記すように、1653 年（承応 2）までに 120 人の職人が三兵衛の元に集まつたことが記録からわかる。

筆者は、多久から金ヶ江三兵衛が有田に移動する経路について検討したことがある（大橋 2002 の 643 ~ 649 ページ）。ここでは先学の諸説を検討するだけで終わったが、『三河内焼窯元今村氏文書』（渡辺 1958）の中に「国々焼物皿山元祖並年数其外高麗ヨリ来ル人書留今村如猿記之」の記録に『有田南川原山頭弥右衛門其子太郎右衛門、唐津大川原山頭、小溝山頭三兵衛、右こみそ山南川原同前ニ出来』とある。この記録や肥前窯跡の考古学的調査成果からみると、有田で、先行する陶器窯が西部地域の南川原、小溝などの地域中心に生産した中で優れた磁器生産を行った窯としては小溝窯と南川原の天神森窯があげられるので、「小溝山頭三兵衛」が、金ヶ江三兵衛のことである可能性は極めて高いといえる。

有田町小溝窯は上・中・下窯があるが、調査が進んだ小溝上窯で検討する。小溝上窯は

胎土目積の鉄絵皿（図 17-1・2）などが多くみられるので 1590～1610 年代には操業していたと推測される。そして、胎土目から砂目に移行する段階のものとして砂目積の鉄絵皿（図 17-3 左）もみられる。最後は砂目積の溝縁皿（図 17-3 右）が多く出土している。この砂目積の溝縁皿が磁器と熔着した資料がいくつかの有田町西部の窯で出土しており、磁器の草創期に一緒に焼かれた代表的陶器皿として考へてきた。なお、高麗谷窯では溝縁皿はみられず、伊万里の鞍壺窯でわずかに溝縁皿に似たものが出土している。その点でも、高麗谷窯、そして鞍壺窯も小溝窯などでの磁器製作より、先行すると推測できるのである。小溝上窯では染付磁器焼成が本格化したことがわかるが、新たな技術としては、砂目積の磁器と共に、見込を蛇目釉剥ぎし、砂目を併用したものが多くみられる（九陶 1987 の Fig. 13-7）。これらは、磁器も重ね積して粗製ではあるが、よりコストを下げる染付の量産体制に入ったことを示している。砂目積は朝鮮由来の技術であるが、蛇目釉剥ぎは中国の漳州窯がこの頃、盛んに行っており、わが国にもたくさん輸入されていたので、そうした中国の粗製磁器の窯詰め法を採用したものと考えられる。しかし中国と著しい違いは砂目を併用していることである。もう一つは型打ち成形である（図 17-4）。朝鮮ではみられなかったが、この頃景德鎮染付が盛んに行っているので、それに刺激され、始めたものと考えられる。

＜まとめ＞

以上のように高麗谷窯で、古田織部の影響を受けた茶陶などを製作していた窯の中で、新たな高麗茶碗写しや白磁の試験的製作、白土を用いた装飾の陶器製作が始まられるのが重要な特徴である。その後、伊万里の藤川内山に属したと考えられる鞍壺窯などで同様の試行錯誤が行われ、染付の試験焼成と白土を用いた陶器焼成が行われる。そして有田西部の小溝原に入り、すでに胎土目積陶器生産が行われていた窯の中で、小溝窯や天神森窯などで染付磁器生産が安定的に行われるようになる。それには豊富で良質な磁器原料地の発見があったことが重要な理由であろう。よって、日本の磁器焼成の始まりが有田にあることは変わらないといえる。

高麗谷窯をはじめとする考古学的調査によって、文献ではわからなかった磁器の試し焼きから、伊万里藤川内で染付磁器焼成の試し焼きを行ったこと。そのうえで 1616 年に有田に入り、小溝山などで本格的な磁器生産体制に入ったことが明らかになってきた。磁器だけでなく、白土を使った三島手などの陶器装飾も朝鮮から同様にもたらされ、有田でも天神森窯などで磁器を焼き始めたころに並行して製作された。

以上のように、従来の記録ではわからなかった朝鮮の陶工が母国で製作していた最先端技術をもとに磁器と三島手陶器、高麗茶碗写し碗など藩主らが求める陶磁器を、多久、伊

万里、有田と移動しながら開発していく過程の特徴を明らかにした。まさに有田での本格的磁器生産に至る経緯の実態が明らかになってきたのである。

本稿の資料のことでは藤井伸幸氏、肩浦正義氏にお世話をになった。記して謝意を申しあげる。

注 「多久家有之候御書物写」のうち、1653年（承応2）の文書に、金ヶ江三兵衛とともに、多久から有田皿山へ移住したものは18人であり、全て「車拘」（ロクロ細工などができる）ができる。野田十右衛門の所の唐人の子8人、木下雅樂助のかくせい（？）子2人、東ノ原清元の唐人子3人、多久本皿屋の者3人で、右の者たちも皆「車拘」をできる。三兵衛が専属に雇用している者は、高木権兵衛の所の唐人の子4人、千布平右衛門の所の唐人の子3人、有田百姓の子の兄弟2人、伊万里町の助作、合わせて10人である。また各地から集まって来ている者は120人で、それらの人たちは全て三兵衛の支配下にある。これは有田に移り、1653年段階の総勢であろう。

参考文献

- 有田町教育委員会 1972 『有田天狗谷古窯』
- 有田町教育委員会 1994 『小溝上窯・牛木谷3号窯』
- 有田町教育委員会 1995 『小溝上窯・向ノ原窯』
- 伊万里市教育委員会 1993 『古瓶屋中窯跡・徒幾ノ川内窯跡・鞍壠窯跡』
- 大橋康二 1986 「肥前古窯の変遷」『九州陶磁文化館研究紀要第1号』
- 大橋康二 2002 「第六章 多久領の産業と交通 第4節 多久領の窯業」『多久市史第2巻近世編』多久市の637-699頁
- 大橋康二 2004 「文京区の遺跡から出土した高麗茶碗」『平成15年度文京区の文化財』
- 大橋康二 2007 『將軍と鍋島・柿右衛門』雄山閣
- 唐津市教育委員会 2018 『岸岳古窯跡群IV』
- 佐賀県立九州陶磁文化館 1987 『楠木谷窯・小溝上窯』
- 佐賀県立九州陶磁文化館 1994 『伊万里市大川原1号窯跡』
- 佐賀県立九州陶磁文化館 1995 『北波多村帆柱窯跡』
- 小学館 1980 『世界陶磁全集19 李朝』
- 小学館 1984 『世界陶磁全集16 南海』
- 多久市教育委員会 1994a 『唐人古場窯跡』
- 多久市教育委員会 1994b 『磁器へのあこがれ』
- 多久市教育委員会 2005 『高麗谷窯跡』
- 長崎市教育委員会 1999 『興善町遺跡』
- 渡辺庫輔編 1958 『三河内焼窯元今村氏文書』 親和銀行
- NHKプロモーション 2004 『初期伊万里展』



図1 唐津市岸岳諸窯(1) (唐津市教育委員会 2018)

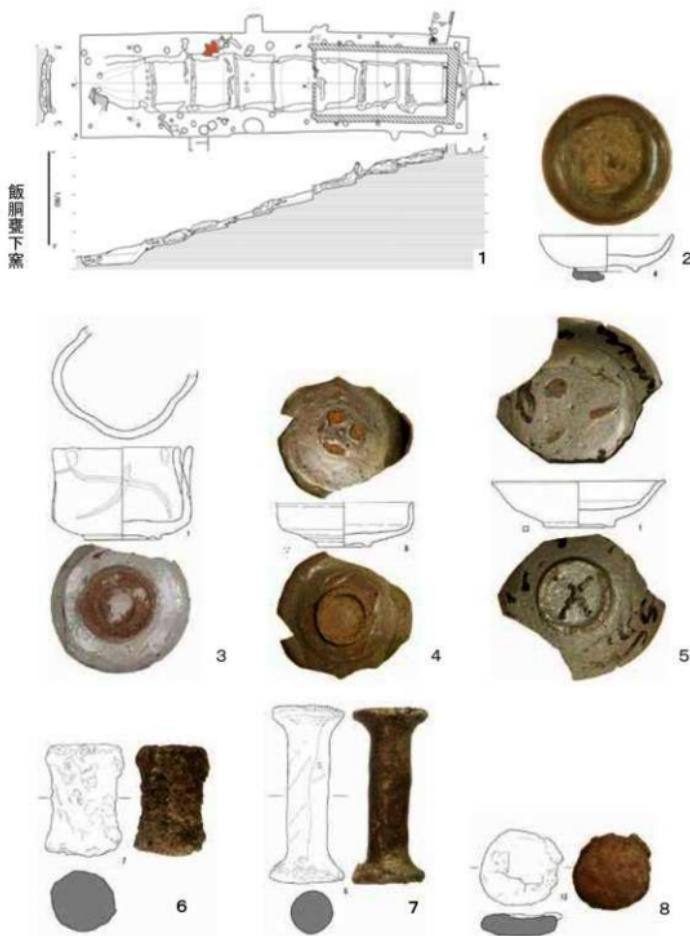


図2 唐津市岸岳諸窯(2) (唐津市教育委員会 2018)

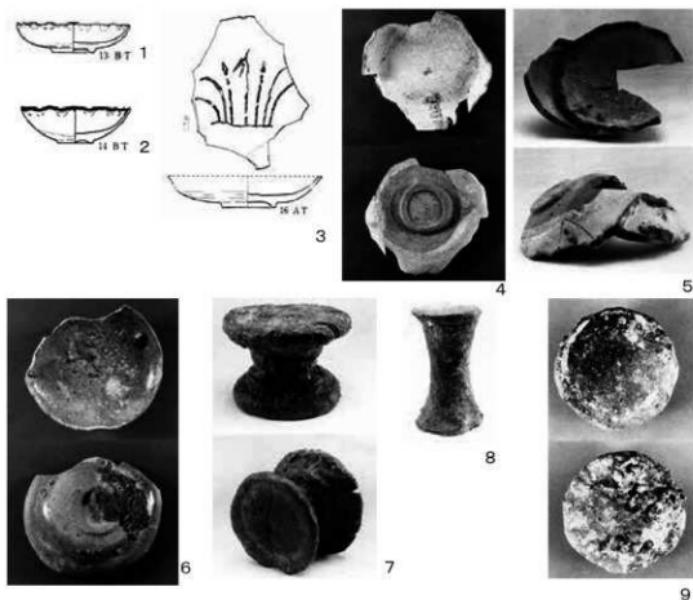


図3 伊万里市大川原窯（佐賀県立九州陶磁文化館 1994）

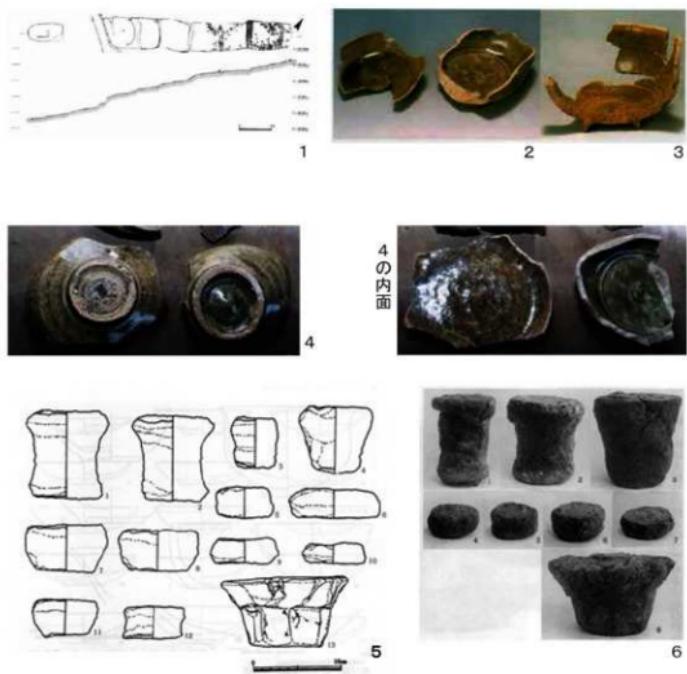


図4 多久市唐人古墳出土
(1 多久市教育委員会 1994a 2 多久市教育委員会 1994b 3、5、6 大橋 2002
4 多久市教育委員会所蔵)

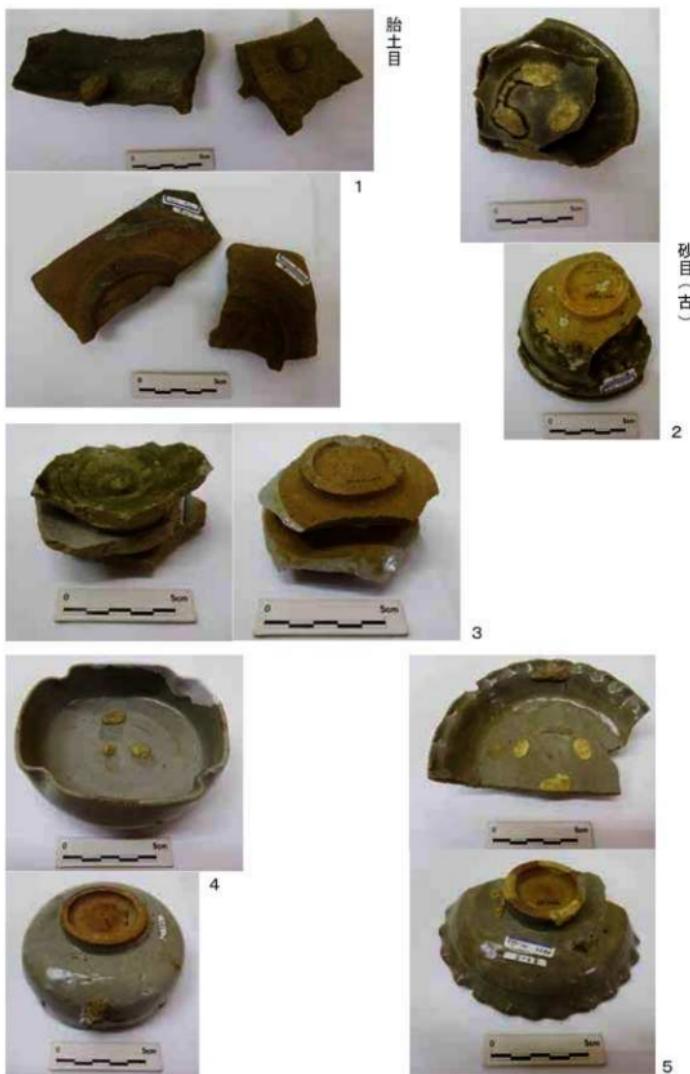


図5 多久市高麗谷窯出土 (1) (多久市教育委員会所蔵)



図6 多久市高麗谷窯出土（2）（多久市教育委員会所蔵）



図7 多久市高麗谷窯出土(3) (多久市教育委員会所蔵)



1



0 5cm



2



佐賀県立九州陶磁文化館所蔵 1590 ~ 1610 年代



3

4



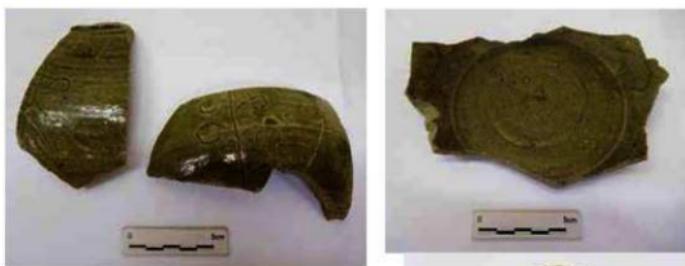
5

図8 多久市高麗谷窯出土 (4) (1、3~5 多久市教育委員会所蔵)



佐賀県立九州陶磁文化館所蔵
高取家コレクション 目録11 1590～1610年代
図9 多久市高麗谷窯(5) (1～4 多久市教育委員会所蔵)

線彫り文



1

高麗茶碗写し



3

2

呉器手碗



4

有田町天神森窯出土
有田町教育委員会所蔵



5

6

図 10 多久市高麗谷窯出土 (6)
(1 ~ 4 多久市教育委員会所蔵)



図11 多久市高麗谷窯出土(7) 磁器 ①(1、3・4 多久市教育委員会所蔵)



図 12 多久市高麗谷窯出土 (8) 磁器 ②と三島手
(1、3・4 多久市教育委員会所蔵)



図13 多久市高麗谷窯出土(9)(4 多久市教育委員会所蔵)

個人蔵、一六一〇～三〇年代 肥前



2



1



3

長崎市興善町遺跡出土 長崎市教育委員会所蔵



図 14 多久市高麗谷窯出土 (10) (2 多久市教育委員会所蔵)





図 16 伊万里市鞍壺窯出土（伊万里市所蔵）



図 17 有田町小溝上窯出土（佐賀県立九州陶磁文化館所蔵）

柴田夫妻コレクションにみる銘款集成 1

— 17世紀前半から中葉にかけて —

宮木 貴史

1.はじめに

肥前磁器の裏には、「大明成化年製」や「福」などの文字やマークのようなものが染付や色絵で描かれていることがある。皿類では高台の内側に描かれることが多く、一般に銘や銘款、底裏銘などと呼ばれる。肥前磁器では、磁器創始段階から中国磁器を意識した製品作りが行われており、高台内の銘も中国磁器の影響を受け早くから描かれている。中国磁器にある銘を基本としながら、それから転化した銘や肥前磁器独自の銘もあるなど、バリエーションが多い（大橋 1989）。

柴田夫妻コレクションは肥前磁器を中心とした一大コレクションである。全体で4,332件10,311点を数え、体系的な収集により、江戸時代から幕末明治にかけての肥前磁器の変遷をみることができる。コレクションの4割にあたる約1800件に銘が施されており、代表的なものから特殊なものまで様々な銘がある。

本稿では、柴田夫妻コレクションにみられる銘を集めて、分類することで、江戸時代から幕末明治における肥前磁器銘の基礎資料の作成を目的とする。年代などの資料の基本データは大橋康二氏が産地・年代を推定した、『柴田夫妻コレクション総目録（増補改訂）』（九胸 2019）にもとづいている。今回は柴田夫妻コレクションの1610年代から1670年代までの肥前磁器のうち銘のある517件^①を集成、銘の分類を行う。

2.銘の分類

肥前磁器の高台内に記される銘は、基本的には中国磁器銘の模倣及びそれが転化したものであるが、筆者は佐賀県立九州陶磁文化館所蔵の柴澤コレクションにみられる肥前磁器銘の集成と分類を行った際（宮木 2020）、肥前磁器銘を大きく7つに分類した。本稿でもこの大分類を基本として分類を行う。すなわち、(A) 中国の国・年号及びその転化、(B) 吉祥語、(C) 合字・異体字・不明字、(D) 虫・草花等のマーク、(E) 生産地・生産者を表したもの、(F) 和暦、(G) その他、である。以下、分類ごとに年代順で紹介する。なお、文末の（ ）内は該当する作品の図版番号であり、図版として「柴田夫妻コレクション肥前磁器銘一覧①」を付した。

A：中国の国・年号及びその転化

A 1：「大明」 中国明王朝（1368～1644年）の国号を表す「大明」を銘としたもの。「太

明」と表記されるものもある。肥前磁器銘では最初期から見られる銘の一つだが、柴田夫妻コレクションでは1640～1650年代に多く、以降は減少する。(007、012他)

A2：「大明成」「大明成化年製」から分離した銘で、肥前磁器銘の中では早くから現れる銘の一つと考えられている。(010、023他)

A3：「大明成化年製」中国磁器銘に倣ったもので、江戸時代を通じて使用された。中国の明王朝の年号「成化」(1465～1487年)を表す。2行6文字で表記され、A2とA5はここから1行ずつ分離したもの。「大」が「太」となったものなど細かなバリエーションがある。(016、027他)

A4：「明」中国明王朝の国号を表したもの。A1の「大明」表記がほとんどで、「明」1字だけのものは少ない。(022)

A5：「化年製」「大明成化年製」から「化年製」の1行3文字を分離した銘。柴田夫妻コレクションではA2が1630～1650年代で収まるのに対し、1650年代以降が多い。(157、430他)

A6：「大明嘉靖年製」中国明王朝の「嘉靖」(1522～1566年)を表すもので、中国磁器銘に本歌がある。(266、392他)

A7：「大明成停(?)年製」「大明成化年製」の「化」を「停」(「靖」の可能性もある)のような文字に変えたもの。図版268の1例のみ。

A8：「大明成化年造」「大明成化年製」の「製」を「造」としたものは中国磁器銘にあるため、それに倣ったものと考えられる。(269)

A9：「大明宣德年製」中国明王朝の「宣徳」(1426～1435年)を表す。(272)

A10：「宣徳年製」A9と同様中国明王朝の「宣徳」を表す。中国磁器銘に倣ったもの。(353、409他)

A11：「製」「年製」の「製」だけを分離したものの長吉谷窯跡に多い。(358、372他)

A12：「年製」「大明成化年製」などの「年製」を分離したものの。(373)

A13：「嘉」「嘉」のみのこの銘は、中国明王朝の「嘉靖」(1522～1566年)からとったものと考えられている。(388)

A14：「青」「青」を使用した銘は「青明」や「青明年製」など長吉谷窯跡に多く、395のように「青」1字のものもみられる。(391、395他)

A15：「大明宣化年製」「大明成化年製」の「成」が「宣徳」の「宣」になったもの。例は少なく、長吉谷窯跡や長崎市の興善町遺跡の出土品にみられる。(515A)

B：吉祥語

B1：「福」「福」の篆書体を銘としたものは中国磁器にあり、肥前磁器銘の中でも早く

から現れる。示偏に「畠」が旁となっているとみられるものをB 1としている。示偏の一部が伸びているもの（図版036など）や、「田」の十字が×になったもの（図版052など）、減画や増画したものなど細かいバリエーションがあり、今回対象とした517件のうち最も多い220件がB 1に分類される。（001、002他）

B 2：「福（草書）」「福」の草書体。B 6と比べてより崩れた書体のものをB 1とした。（051、118他）

B 3：「朱+福」「朱」の篆書体を偏としたもの。B 1。（054、086他）

B 4：「寿」「福」と同じく吉祥の文字として中国磁器に表されている。肥前磁器でも中國磁器に倣って銘に描く。（224B）

B 5：「寶」 宝の旧字体を描いた銘。楠木谷窯跡にも出土例があるが、図版319は特殊な円形枠を伴う。（315）

B 6：「福（渦福）」二重角枠に入り、「田」を渦状に描くいわゆる「渦福」をB 6とした。（412）

C：合字・異体字・不明字

C 1：「示+朱」「朱」の篆書体と「示」の篆書体を組み合わせたものと考えられる。偏と旁が逆のものもある。中国磁器銘にあり、それに倣ったもの。早くから現れる銘の1つだが、特に1650～1660年代に多い。直線で形成されたものを基本としながら、1650～1660年代には図版128などのデザイン化された例もみられる。（004、019他）

C 2：「示+不明字1」 旁は「畠」と考えられるが、判然としないためC類とした。「福」を省略して描いたものだろう。図版008のみ。（008）

C 3：「不明字2」「製」のようにも見えるが判然としない。図版021のみ。

C 4：「不明2文字1」「太明」の右に描かれた不明な2文字。中国磁器に倣ったものと考えられるが、判然としない。（034）

C 5：「不明字3」 文字なのか何かの意匠なのかも不明。「中」ないし「内」と「日」と「用」を縦に組合せたようにも見える。元となるものがあるはずだが、分からぬ。（083）

C 6：「不明字4」 崩れてはいるが、「朱」+「示」か。C 1とは明らかに形狀が違うため、別に分類した。（111）

C 7：「不明2文字2」 2文字目は「磨」か「麿」のように見えるが判然としない。（116）

C 8：「合字1」 原型となる合字から簡略化された銘のようだが、詳細は分からぬ。（123、132他）

C 9：「不明6文字」 B 1の隣に描かれた不明な6文字。「俊観陪之華意」のように見えるが、意味不明である。（130）

- C10 : 「合字2」「寿福」の合字と考えられている。「福」の字が確認できるものをC10として、これから崩れたものをC11に分類している。(126、140他)
- C11 : 「合字3」 C8から変化したものと考えられている。いわゆる「晉」字銘。(134、185他)
- C12 : 「不明字5」 角印の印章のように配置された不明な4文字。「天下一■」や「天下太平」とも言われている。中国磁器銘に本歌があり、それに倣つたものだが、図版142の例は右2文字の上下が逆転している。印章形態の銘は他に「富貴佳器」や「玉堂佳器」などがある。(142)
- C13 : 「不明字6」 偏と旁のある不明な文字。C15の例を見ると偏は「貢」か。旁はC15、C21の旁にも似る。例は少ない。(161、325)
- C14 : 「朱+不明字7」 朱の篆書体を偏に入れ、旁は「富」か。(162)
- C15 : 「貢+不明字8」「貢」とC12の旁に似た文字を組合せた銘。(165)
- C16 : 「不明字9」「鳳」のようにみえるが、原形は不明。(187、312)
- C17 : 「不明字10」「富」の増画字か。(195)
- C18 : 「不明字11」 C11と同様の印章形態の銘。左下が「器」にみえることから「富貴佳器」の角印銘かと考えられる。(247)
- C19 : 「朱+不明字12」「朱」とC12の旁に似た文字を組合せた銘。図版274の偏はC1のデザイン化された銘の偏に似る。(274、275)
- C20 : 「貢+不明字13」「貢」を偏に「富」と考えられる文字を旁に入れたもの。(281)
- C21 : 「不明字14」「折」の篆書体に似るとされている。B1のうち「福」の上部に横線をいたものが1630～1640年代からみられ(056)、1650～1660年代以降増えてくる(129、139など)。図版056などを見ると画数を減らし省略して描いた形態をはしりとして、そこから横線を入れた福が形式化されていくと考えられる。C21はそこから更に減画して形式化した銘ではないかと考えている。(284、404他)
- C22 : 「不明字15+米」 似たような文字を偏と旁に入れたもの。旁は次のC23の旁と同じであり、「米」の減画字と考えられる。C28の例をみると偏は「朱」から転化したものか。(298、299他)
- C23 : 「貢+米」「貢」と「米」の減画字を組合せたものと考えられる。偏と旁が逆のものもある。ほぼ1655～1660年代に限定される(309、310他)
- C24 : 「不明字16」 不明な1文字。近い例が長吉谷窯跡の出土品にあり、「亂(おさめる)」と考えられている(大橋1988)。(318)
- C25 : 「不明字17」 1文字として見ると意味不明だが、部分的には「合」や「谷」、「舍」のように見えるため、合字した銘とも考えられる。(321)
- C26 : 「不明字18+米」 偏が崩れてはいるが、C23と同じく「貢」と「米」を組合せたも

のと考えられる。C23と共に長吉谷窯跡に出土例がある。(330、384他)

C27 :「不明字 19」 角枠内に縦一本線、横三本線を引く記号のような銘。長吉谷窯跡には、「匡」や「圓」のような銘(九陶 2012)があり、その一種かもしだい。(339A)

C28 :「朱+米」 偏に「朱」を旁に「米」を入れた銘。(347、375)

C29 :「不明字 20」 旁は「富」のようだが、偏は判然としない。2文字の組み合わせか、あるいはC12などのような4文字の印章形の銘かもしだい。(355)

C30 :「朱+不明字 21」「朱」と一見「鳥」のように見える文字を組合せた銘。旁はC13(161)、C15(165)、C21(443)などの旁と似ており、「富」の変化と考えられる。(359、433)

C31 :「示+米」「示」と「米」と考えられる文字を組合せた銘。(362、436)

C32 :「不明字 22」 意味不明の文字。恐らく元となる銘があり、そこから省略、デザイン化されたものと考えられる。(365)

C33 :「不明字 23」 意味不明の文字。1文字だけを銘とする例は「寿」「青」「製」などがあるが、そこから崩れたものか。出土例としては長吉谷窯跡や猿川窯跡に確認される。(376)

C34 :「不明字 24」「示」と考えられる偏に不明の文字を組合せたもの。旁は「富」の変化したものか。(398)

C35 :「不明字 25」 原型不明の文字。C39はこの文字が旁に入る。(401、465)

C36 :「不明字 26」 二重角枠に入る不明な文字。原型は「嘉」ないし「喜」ではないかと考えている。省略化には、崩して草書体のようにしていくか、減画して角張った形態にしていく2つのパターンがあるが、これは後者の動きによって表されたものであろう。(402、403他)

C37 :「百カ」「百」の増画字か。(408)

C38 :「不明字 27」 偏は「富」の増画、旁はC19の偏のような「朱」を表していると考えられる。(451B)

C39 :「不明字 28」 不明な文字だが、偏は「朱」、旁にはC35の文字を入れた銘。長崎市栄町の栄町遺跡に同じ銘の出土例がある。(477)

F : 和暦

F 1 :「承應式歳」「承應」とは日本の元号の一つであり、1652～1655年に当たる。「式歳」とあるため「1653年」を表している。高台内に銘として和暦を使用した最も早い例である。(143、145)

G : その他

G 1 :「芭蕉」「芭蕉」と読めるこの銘が、どうして使用されたのかは分からぬ。崩れ

てはいるが下白川窯跡にも似た銘が確認される（九陶2012）。（108）

3. 銘の消長と器種

柴田夫妻コレクションにみられる銘のうち1630～1670年代では、62種類の銘を確認した。この62種類の変遷を表1にまとめた。

1630～1640年代は「大明成化年製」や「福」などの中国磁器銘にあるものや、「大明成」といった中国磁器銘から転化したものがほとんどだが、1650年代以降ではC類に分類したような肥前磁器に独特の多様な銘が出現し、1660～1670年代では増加している。

A類ではA3の「大明成化年製」が最も多く、1640年代以降は時代による偏りもなく江戸時代を通じてよく使用される。次いでA1の「大明」が多いが、1650年代をピークに減少していく。A2の「大明成」も1650年代までにピークを迎えるようになり、A5「化年製」の出現と増加がみられる。1650年代以降は、「成化」に加え「嘉靖」や「宣徳」といった中国明王朝の年号を表記した銘が出現する。また、「製」や「青」など年号銘から部分的に抜き出して一文字だけ表記したものが1660年代から増えてくる。

B類では、B1に分類した篆書体「福」字銘が圧倒的に多く、A3と同様に時代による偏りもない。ただし、17世紀末以降になると減少し、代わってB6のいわゆる「満福」銘が主流となる。二重角棒に入り、「田」の部分が渦を成すものを典型的な「満福」銘として分類したが、「福」の草書体としては形が定まっていないB2のような銘が1640～1650年代には出現している。「福」の他に「寿」や「寶」といった吉祥を表す文字もあるものの、「福」ほど多くはない。

C類では、C1が最も多い。「示+朱」と「朱+示」のどちらもみられるが、「朱+示」の方が数が多い。1650～1660年代をピークとして以降は減少する。次に多いのは1660～1670年代に特徴的なC21である。多少の細かい違いはあるものの、ほとんど定型化した形態で表記される。これに前後して1655～1660年代に特徴的な銘がC23の「米+貢」ないし「貢+米」である。その他、前述のとおり肥前磁器独自の多様な銘が1660～1670年代に多い。

また、銘の中には角形の棒や円形の棒を伴うものがある。A類では棒を伴う例はほほないのに対し、B類、C類では大半が一重や二重の角棒ないし円棒を伴う。特に二重の角棒が多く、円棒はC8やC10、C11にほぼ限られ、B類に伴うものは例外的である。二重角棒は1630年代からみられ江戸時代を通じて多い。一重角棒は1630年代に出現してはいるものの数は少なく、1650年代までは二重角棒の中に例外的に入ってくる程度だが、1660年代以降、C22「米+貢」が一重角棒にほぼ限られるなど、特定の銘に使用される例が増え、それに伴って一重角棒が占める割合も増えている。

表1 柴田夫妻コレクションにみられる銘の消長（1630～1670年代）

分類	1630	1653	1670	銘
A 1				大明
A 2				大明成
A 3				大明成化年製
A 4				明
A 5				化年製
A 6				大明嘉靖年製
A 7				大明成化（？）年製
A 8				太明成化年造
A 9				太明宣德年製
A 10				宣德年製
A 11				復
A 12				乍製
A 13				易
A 14				清
A 15				大明宣化年製
B 1				福
B 2				福（草書）
B 3				朱+富
B 4				秀
B 5				質
B 6				福（草書）
C 1				示+朱
C 2				示+不明字1（富カ）
C 3				不明字2
C 4				不明2文字1
C 5				不明字3（中日用カ）
C 6				不明字4（朱+示カ）
C 7				不明2文字2
C 8				合字1
C 9				不明6文字
C 10				合字2（寿福）
C 11				合字3
C 12				不明字5
C 13				不明字6（貞+富カ）
C 14				朱+不明字7（富カ）
C 15				貞+不明字8（富カ）
C 16				不明字9
C 17				不明字10（富カ）
C 18				不明字11
C 19				朱+不明字12（富カ）
C 20				貞+不明字13（富カ）
C 21				不明字14（示+富カ）
C 22				不明字15（朱カ）+米
C 23				米+貞
C 24				不明字16
C 25				不明字17
C 26				不明字18（貞カ）+米
C 27				不明字19
C 28				朱+米
C 29				不明字20
C 30				朱+不明字21（富カ）
C 31				示+米
C 32				不明字22
C 33				不明字23
C 34				不明字24
C 35				不明字25
C 36				不明字26（嘉カ）
C 37				百カ
C 38				不明字27（貞+朱カ）
C 39				不明字28
F 1				承応武藏
G 1				巴蕉

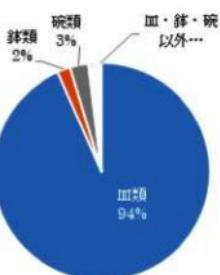


図1 銘のある器種

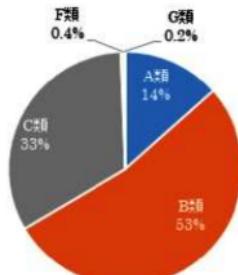


図2 皿類にみる銘の分類

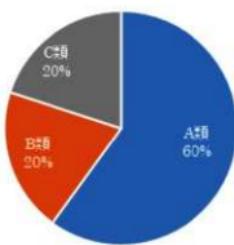


図3 鉢類にみる銘の分類

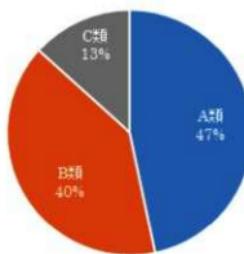


図4 碗類にみる銘の分類

銘が施される器種としては、今回は皿、鉢、碗、火入、蓋物、香炉、合子、壺、小壺、瓶、茶入がみられたものの、数は皿類が圧倒的に多い。器種毎の割合を円グラフにしたもののが図1である。皿類、鉢類、碗類以外の器種は1件か2件しかなく、1%未満となる。器種ごとの傾向をみると、皿類ではほぼすべての銘がみられるものの、特にB類、C類が多い(図2)。鉢類ではA類が多く、B類、C類は同程度(図3)、碗類ではA類、B類が主となる(図4)。A 3、B 1、C 1といった代表的な銘は器種を問わず使用されるが、C類に分類されるような変形字や肥前独自の銘はほぼ皿類に限定される。

4.まとめ

柴田夫妻コレクションにもとづき17世紀前半から中葉にかけての銘の集成、分類を行った。柴田夫妻コレクションには1670年代までの資料として1137件の作品があり、このうち517件に銘が確認できた。分類した銘のうち、数としてはB 1が最も多く、種類としてはC類が最も多様である。先に分類を行った柴澤コレクションでも同様の傾向が確認され

る。器種との関係では、大分類の傾向までしか整理できなかったが、器種ごとの大きさや器形によって銘がどのように対応してくるのかなど、今後はより詳細な相間関係まで整理していきたい。

B 1 に分類した「福」の篆書体銘は細かいバリエーションが多く、細分類が可能である。今回は B 1 の細分類までは行わなかったが、C 1 等も含めた細分類と整理も今後の課題としたい。

柴田夫妻コレクションの今回対象とした範囲だけでも 62 種類の銘が確認された。特殊な銘も含めこの年代におけるほとんどの銘が確認できる。ただし、柴田夫妻コレクションの中にはない銘もあり、銘の年代幅も決定できるものではない。あくまでも柴田夫妻コレクションの中での分類と整理ではあるが、今後の研究に寄与できる基礎資料の作成を目的として進めていきたい。

注 柴田夫妻コレクションの中には、現在時点での生産地や年代に研究の余地が残るものが含まれている。今回の集成・分類に当たってはそのような評価が定まっていないものについては除外した。ちなみに 1670 年代までの資料の中に 17 件あり、銘を伴う資料は 4 件ある。総目録番号 0484、0503、0521 は B1、総目録番号 0515 は C1 であった。

引用・参考文献

- 有田町史編集委員会 1988『有田町史 古窯編』有田町
- 肩浦正義・大橋康二 2020「長崎の寛文の大火層出土当時を中心」『第 9 回近世陶磁研究会 江戸時代における年代の判る罹災資料』pp. 1 ~ 28 近世陶磁研究会
- 大橋康二 1988「17 世紀後半における肥前磁器の銘款について」『東洋陶磁』第 17 号 pp. 25 ~ 37 東洋陶磁学会
- 大橋康二 1989『考古学ライブラリー 55 肥前磁器』ニューサイエンス社
- 大橋康二 1990『柿右衛門古窯と 17 世紀後半の銘款』『古伊万里シリーズ I 盛期伊万里の美』pp. 94 ~ 99 古伊万里刊行会
- 大橋康二 2001「肥前・有田磁器にみる紀年銘について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 89 集 下巻 pp. 685 ~ 714 国立歴史民俗博物館
- 秋寶昌 1984『明清瓷器鑒定 清代部分』學苑文化事業出版
- 斎藤菊太郎 1972『古染付 桜瑞 陶磁体系 第四四卷』平凡社
- 斎藤菊太郎 1976『呉須赤絵 南京赤絵 陶磁体系 第四五卷』平凡社
- 佐賀県立九州陶磁文化館 1999『柿右衛門様式総合調査事業報告書』
- 佐賀県立九州陶磁文化館 2012『古伊万里の文様集成』
- 佐賀県立九州陶磁文化館 2019『柴田夫妻コレクション総目録(増補改訂)』
- 朱裕平 2018『中国瓷器銘文』上海科学技術出版社
- 富永樹之 1998「出土品に見る景德鎮青花の底裏銘」『青山考古』第 15 号 pp. 35 ~ 65 青山考古学会

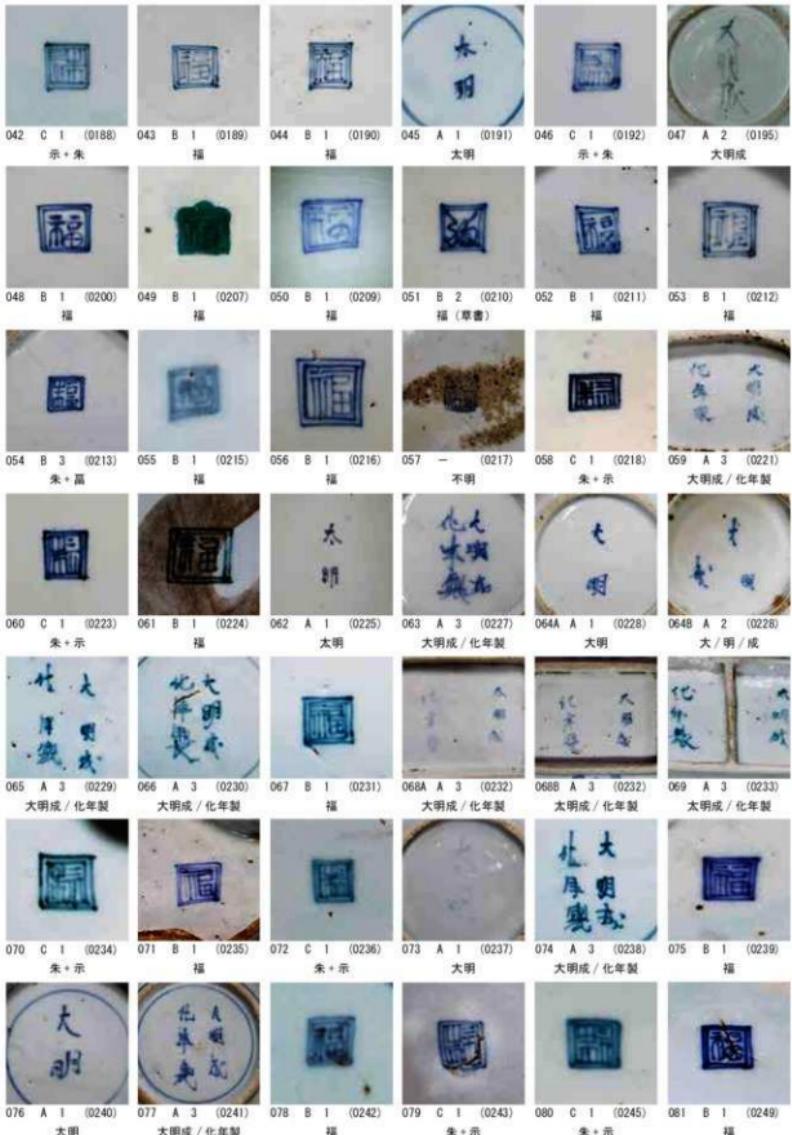
柴田夫妻コレクション肥前磁器銘一覧①

1630～1640年代

※()内は『柴田夫妻コレクション総目録(増補改訂)』の目録番号



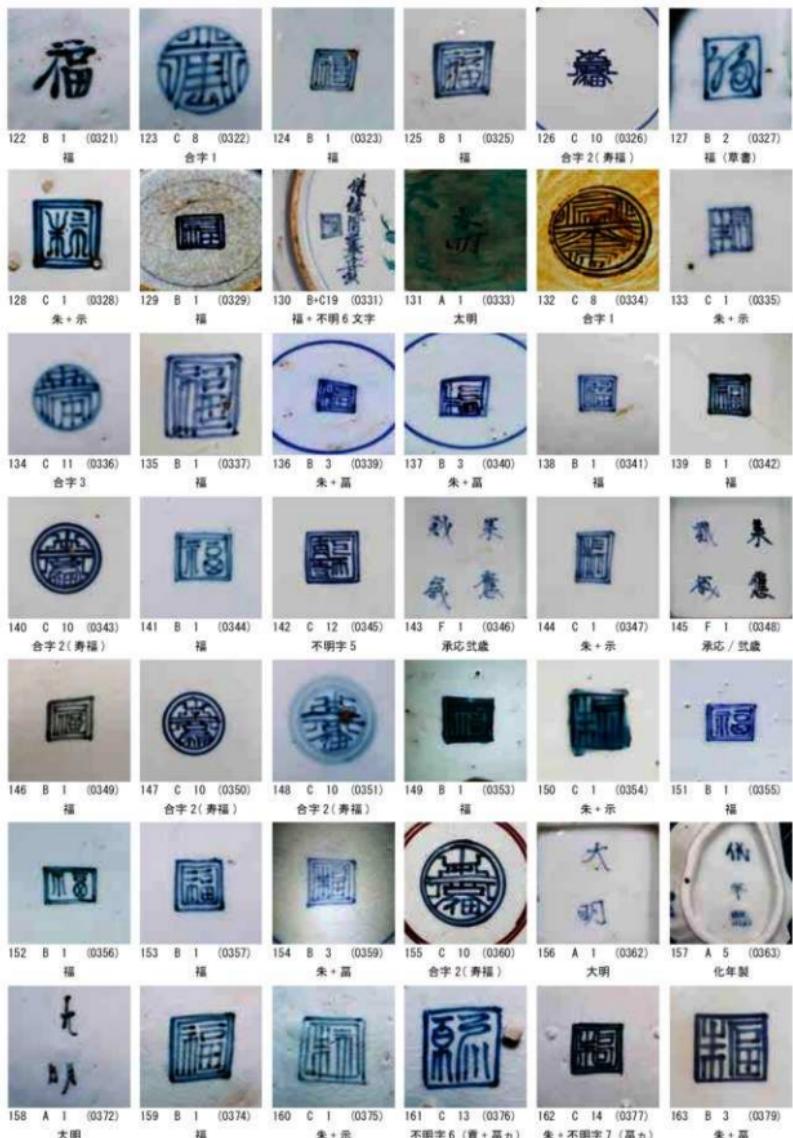
1640 ~ 1650 年代



1640 ~ 1650 年代



1650～1660年代



1650～1660年代



1650～1660年代



1650 ~ 1670 年代



1650～1670年代



1655 ~ 1670年代



1655 ~ 1670 年代



1660 ~ 1670 年代



1660 ~ 1670 年代



1660 ~ 1670 年代



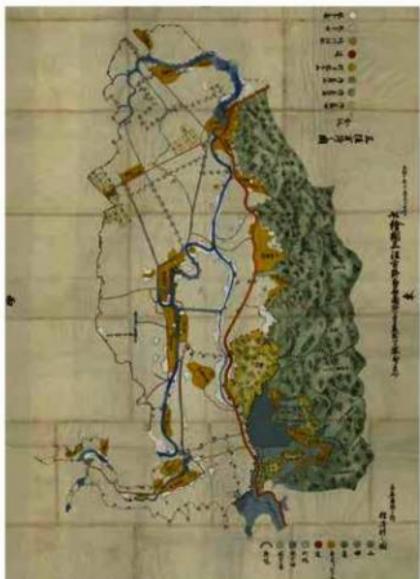


図2 三法渴郷之図白石南郷之内楷崎村之図 元禄十年（1697）
武雄鍋島家資料 武雄市蔵

三法渴郷とその中の各村の範囲および
白石南郷楷崎村の範囲が示されるが、
東側の杵島山のほとんどが御蔵山（本
藩領、●色の範囲）であることが分か
る。武雄鍋島家資料（絵図）閲覧シス
テム（[http://takeo-od.sakura.ne.jp/maps/
collections/](http://takeo-od.sakura.ne.jp/maps/collections/)）参照



図3 三法渴郷ニ俣村、成瀬村 寛政二年（1790）佐賀県立図書館所蔵

三法渴郷のニ俣村と成瀬村の絵図であるが、本藩領である御蔵入地、蓮池領、武雄領などが複雑に存
在している。佐賀県立図書館 / 古地図・絵図データベース（<https://www.sagalibdb.jp/ezu/>）参照

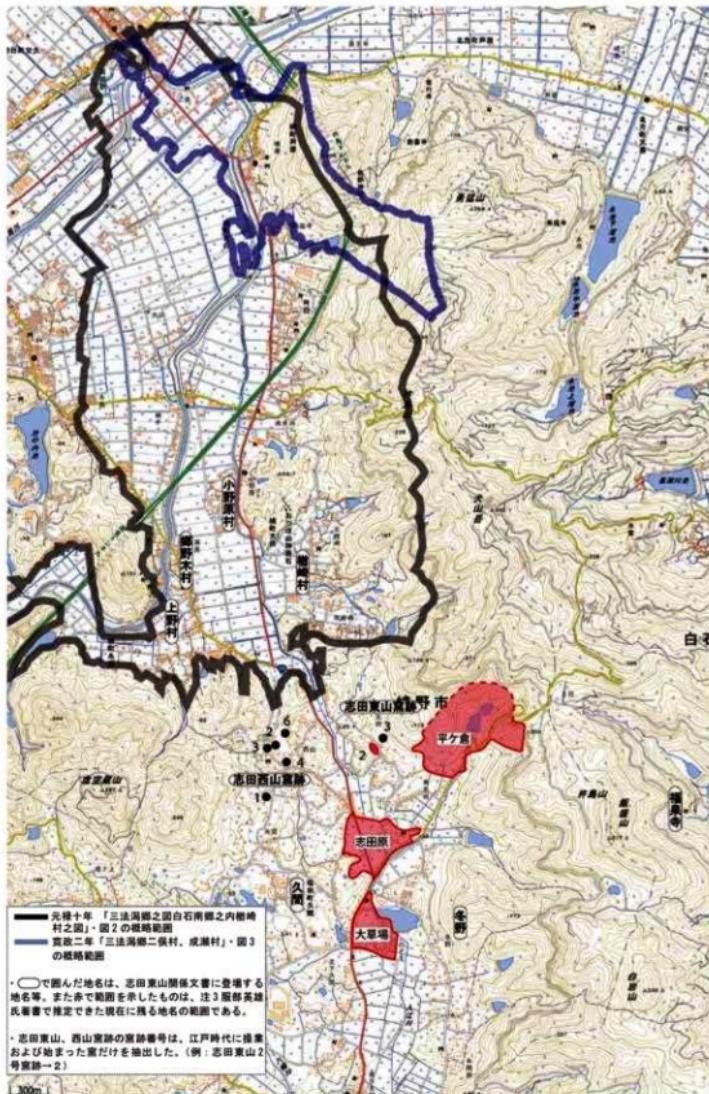


図1 江戸時代の志田東山・西山の窯跡と志田東山関係文書の関係位置図

- | | |
|----|---|
| 8 | 「白石西平」は未詳。白石と繋がる志田東山の東側背後、杵島山の西斜面のどこかを指すのだろうか。嬉野市指定重要文化財「志田村庄屋文書」の中に「安政三年辰十一月 白石西平志田村御山方」の表題の文書の外、「白石西平志田村」と志田村に白石西平が付く複数の文書があるので、志田村（東山）付近とされる。 |
| 7 | 志田東山の北側に隣接する。「角川日本地名大辞典四一 佐賀県」昭和五十七年三月八日 角川書店 三三四・三三五頁 |
| 6 | 西野村、小野原村、郷野木村は江戸時代の法鷹領の南部に属する村で、郷野木村は小野原村の小村。いずれも蓮池領で、本藩領の橘崎村とともに志田東山 |
| 5 | 上野村、小野原村、郷野木村は江戸時代の法鷹領の南部に属する村で、郷野木村は小野原村の小村。いずれも蓮池領で、本藩領の橘崎村とともに志田東山 |
| 4 | 西野村の北側に隣接する。「角川日本地名大辞典四一 佐賀県」昭和五十七年三月八日 角川書店 三三四・三三五頁 |
| 3 | 志田東山の隣り役とされる鶴鳴日本直衛門は、皿山代官旧記覚書、勤人敷（明和元年申年日記）、皿山会所地方詰井足輕名書覚」に下村七工四門与として記載される。 |
| 2 | 池田史郎「皿山代官旧記覚書」昭和四十一年七月一日 金華堂 四十頁。 |
| 1 | 「白石西平」は未詳。白石と繋がる志田東山の東側背後、杵島山の西斜面のどこかを指すのだろうか。嬉野市指定重要文化財「志田村庄屋文書」の中に「安政三年辰十一月 白石西平志田村御山方」の表題の文書の外、「白石西平志田村」と志田村に白石西平が付く複数の文書があるので、志田村（東山）付近とされる。 |
| 15 | 9 有田山代官。「有田町史 政治・社会編」昭和六十二年十一月十五日 四頁では高木与惣兵衛の皿山代官の在任期間を延享三年から宝曆八年とするが、少なくとも、今回の資料では宝曆九年の九月までは在任期間となっている。 |
| 14 | 10 本は武雄市橋町一帯の水田、畑地や山地を含む地域を指し、佐賀本藩、蓮池領、武雄領の領地が混在した地域。三法渴（三方渴などとも）の地名の由来は、この三者の競争が適応されたためと言われる。 |
| 13 | 11 原文書十三頁（本書9頁）記載の富石清兵衛は、皿山代官旧記覚書、連帳一通（宝曆六年子年日記）、役方一通（宝曆五年亥年日記）に皿山代官 高木与惣兵衛 |
| 12 | 下役村岡常七などと登場。池田史郎「皿山代官旧記覚書」昭和四十一年七月一日 金華堂 二十四、六十四頁など。 |
| 11 | 13 檜崎村は、志田東山の北側の村。江戸時代佐賀本藩領、白石南郷に属する。「角川日本地名大辞典四一 佐賀県」昭和五十七年三月八日 角川書店 五一八～五一九頁 |
| 10 | 蓮池藩開拓として登場する大塚孫次郎は、宝曆元年（一七五二）十月から宝曆十三年（一七六三）八月までの蓮池藩塙田役所頭人。福岡博編「蓮池藩日誌」によると、昭和五十六年四月一日ふるさと社「一七貢の宝曆元年十月十五日に「大塚孫次郎ヲ以テ塙田頭人ト為ス」とある。また、同書一四三頁の宝曆十三年八月十二日に、次の「戸八戸左衛門ヲ以テ塙田頭人ト為ス」とある。 |
| 9 | 未詳 志田東山の東側にある杵島山の中の一つである「白岩山」一帯の可能性もある。「白岩山」は、江戸期は鍋島藩の狩場だった。「角川日本地名大辞典四一 佐賀県」昭和五十七年三月八日 角川書店 また、注2書の同じ個所に御狩場として「白石山」とある。さらに、佐賀県杵島郡白石町の杵島山の一角、大字深浦字篠山添にある昭和四年建立の「磐山御狩倉山遺跡」の石碑には、「白石山」の地名があり、白岩山などを含む杵島山の広い範囲を指す可能性もある。 |
| 8 | 「有明町史」昭和四十四年九月十五日有明町教育委員会編。一七六頁。 |
| 7 | 村岡常七は皿山代官旧記覚書、勤人敷（寶延式巳年日記）、「宝曆八寅年長崎御仕与方へ之名書」などに登場。また同書役方一通（宝曆五亥年日記）、「宝曆五亥年日記」および蓮池藩開拓として登場。池田史郎「皿山代官旧記覚書」昭和四十一年七月一日 金華堂 十七、十八、二十二、三三、三三、三八、六十四頁など。 |
| 6 | 文政十二年八月九日（土）十日にかけて襲来した台風。長崎県西彼杵半島に上陸し、有田の南、佐賀、久留米、秋月の北部を通過したルートが考へられ、死者が甚大であった。子年の大風、シーボルト台風などと呼ばれる。小西達男「一七八八年シーボルト台風（子年の大風）と高潮」「天氣」第五十七卷 第六号、社団法人日本気象学会 |
| 5 | 年の大風）と高潮」「天氣」第五十七卷 第六号、社団法人日本気象学会 |

行する近隣の窯焼窯である志田西山一号窯の操業者が最も有力であるが、蓮池領である。外にも同様に蓮池領であるが、陶土採掘地として登場した上野村（山）の窯など、あるいは武雄邑領川登地区的陶器窯なども考えられるが、不明とせざるを得ない。二つ目が、志田東山も十九世紀になったころから磁器生産を始めたことが知られ、志田東山一号、三号窯跡の発掘調査でも磁器製品が確認されているが、天保五年、慶應二年の両文書資料には、磁器については一切触れられていないことである。この点について天保五年の資料には「窯釜燒中」、慶應二年の資料にも「志田東山瓶釜燒／登支配外尾庄藏」（いずれも傍点筆者）となつており、磁器を作る窯焼と從来からの甕を作る窯焼が区別されていた可能性があり、江戸時代の東西の志田山の違いが、現れているのかもしれない。⁵これら二つ以外についても提起できる諸問題があるとは思うが、今後の課題としたい。

末尾になつたが、今回対象とした当館文書資料の翻刻を行い、掲載についても「快諾いただいた尾崎葉子氏と撮影写真を提供いただいた嬉野市史編纂室に対しお礼申し上げる。また図1の制作と図3の加工などは宮木貴史氏の協力、図2については武雄市図書館・歴史資料館の掲載許可と同館、一ノ瀬明子氏の教示を得た。さらに図3は佐賀県立図書館の古地図・絵図データベースを活用した。最後に、本資料を昭和六十年に当館資料として収集された元当館副館長、前山博先生が翻刻や論考の内容について御教示いただいたうえで、元当館副館長、前山博先生が翻刻や論考の内容について御教示いただいた矢先の昨年十一月七日鬼籍に入られたことが残念でならない。

注

- 1 外尾平平は、志田東山再興の顕彰碑として安政四年（一八五七）に建てられた「江口魯章之祠」の中の一人に名前が刻まれている。青木克己「志田窯の歴史」「志田窯の染付皿・江戸後・末期の作風をみる」平成六年十月二十五日 里文出版 一二八頁
- 2 藤崎安兵衛は、原文書十頁（本書図頁）には高木勘兵衛とともに「御狩方御頭人」とされる。また、吉茂公御年譜卷之六・享保八年（一七三三）癸卯 六月八日条に、「狩山心遣」とあり、この時の同行者吉村又七などと白石山などの御狩役を務めている（佐賀県近世資料第一編第四卷二三三頁）。もう一人の同行者、梅野弥右衛門の名は山本神右衛門常朝年譜（正徳二辰年（一七二二）五月十五日条に見える（佐賀県近世資料第一編第四卷四九頁）。
- 3 「平ヶ倉山」は志田東山二号窯跡の東約300～700mの丘陵部の「平ヶ倉」という地名の残る場所と考えられる。服部英雄「四千人が一千の村で聞き取つた四方の地名、しの名」平成十六年三月一日発行 花書院
- 4 この安政武左衛門の名前は十一年後の享保十八年（一七三三）十月頃に本藩「郡目付」としての記録がある。（出典「御屋形日記」）北方町史 下巻 昭和六十二年三月一日 北方町史編さん事務局編 北方町発行六五九頁
- 5 吉村又七は、藤崎安兵衛などとともに「中小性（姓）」として白石山などの御狩役を務めている。（吉茂公御年譜卷之六・享保八年（一七三三）癸卯 六月

年に短縮され、後者はそのまま認められている。また同資料の7頁（本書6頁）に「釜御運上銀百六拾匁を正月、五月、九月三度相候様被仰付候事」と窯運上銀百六拾匁を正月、五月、九月三度納めすることを決められている。これらが享保七年（一七二二）の東山の窯立ての際の主な課税であり、加えて同文書六頁（本書6頁）に「釜窯立用こもと小屋屋ヶ用竹木、銀懸無之被仰付候」および「下シ等隙取候面は不相叶ニ付面、夫丸も被差出候」と四頁（本書5頁）にあるような窯築造にともなう資材や人夫などを無料提供されている。そして同二十二頁（本書14頁）にある宝暦九年（一七五九）の薪の割山について具体的な金額は不明だが、「納銀之儀は嬉野内野山格ニ被仰付被下候ハ」、仰付候通、無相違相納可申候と同じ本藩領である嬉野内野山と同等の税額の順出に対し、同二十五頁（本書15頁）の宝暦十年（一七六〇）辰卯月（四月）十五日の達しでは「銀八拾匁被相増候、都而武百四拾匁ニ相成候而三度納ニ相成候也」と、銀八拾匁を増額され、享保七年に定められた百六拾匁が武百四拾匁になつており、藩としてもどこかで税収の帳尻は合わせ必要があったのだろう。因みにこの課税額は、十二年後の安永二年（一七七二）にも「巷ヶ年運上銀武百四拾匁、毎歳四月・五月・十二月三度納ニ被仰付」と変わっていない。³なお、慶応二年寅十一月の「乍恐奉願口上覚」には「惣而土床之儀者、蓮池御私領ち堀取、薪之儀ハ御狩山之内古薪材ノ割山無銀懸ニノ、每歳三丁宛被差出候様、尚又釜地床御免地ニ召被成被下」（五一六行目）とあり、文字通りであれば、少なくとも享保七年（一七二二）の窯創当時はすべての陶土採掘は蓮池私領より、薪は御狩山からの割山を無銀懸け（無税）で行うとあり、ある程度までは免税されていたことが想定される。また、釜（窯）地床の永代免税もこの時まで継続されていたようである（七八八行目）。

おわりに

尾崎葉子氏によつて翻刻された、江戸時代、佐賀本藩領の大外山の一つであった志田東山関係の三件の文書資料の内容を解釈し、そこから知ることのできる若干の問題について述べた。最後に、この資料に登場しなかつた二つの問題をあげ、終わることにしたい。一つ目が享保七年（一七二二）から翌年頃に行われた窯の設立にあたつて、どのような技術指導が行われたか、換言すれば先行する二つの窯場の人物の指導が行われたのか、一切触れられていないことである。平ヶ倉山に住んでいたそれまで、恐らく窯業に携わった事がない十五人が、一年程度の期間で燒造業を始めるためには、陶土、薪などの原料、作業小屋や住居などの小屋掛け資材、窯築造の土地（釜地床）だけではなく、窯築造、陶土採掘、製土、製蘭、焼成など極めて専門的な知識、技術が必要であり、それを周知したもののからの指導は不可欠だったと思われるが、一切触れられない。可能性があるのは先

二、陶土と燃料用薪などについて

次に、「亀土之義は蓮池領分上野村并小野原郷野木村ニ御候」¹⁾というように、蓮池領の上野村、小野原村、郷野木村三ヶ村の「田畠の底土」を掘り取ることが約束されていた。三法湯とは、志田東山から北に隣接する現在の武雄市橋町一帯のこと（図1、2）、杵島山の西麓山地から武雄盆地の水田地帯が含まれているが、蓮池領、武雄色領、佐賀本藩領の三領地が複雑に入り組んでおり、これが宝曆九年の際の領地を挟んだ土取り問題の原因でもあった。たとえば寛政二年（一七九〇）の三法湯の絵図を見ると、宝曆九年当時の陶土採掘問題地であった三法湯の南側の小野原、郷野木、上野村付近ではない北側の二俣村の状況ではあるが、御藏入地、蓮池領地、武雄領地が極めて複雑に入り込んだ状況が知れ、宝曆九年の争議が生じた理由を想像できる（図3）。しかしそもそも当初、本藩の窯焼きのための陶土採掘を私領の島から採掘することにさせたことが、万一現地に適切な焼成用の陶土がなかつたとしても、驚きである。そして、後の慶応二年の「乍恐奉願口上覺」によれば、「近年三法湯土払底」し、次に「鍋嶋辰太郎様地行所、志田村尤御私領久間山伐木山裾邊、志田原」も掘りつく、「御私領久間山之内、大草場、一ノ狩倉一式、并ニ小狩倉南裾邊田」の近くを採掘させて欲しいとのことで、一貫して近隣の蓮池私領の田畠から採掘しようとしているのは、単に甕作り用の陶土がそこにしかないとめたのだろうか。それとも、同じ本藩領であっても田畠の耕作に影響し、税収を落とすことは許可されなかつたのであろうか。

さらに燃料としての薪については、最初の享保七年の「末々薪之義者悪木、枯木等被差出被下候様奉願候事」と、これから悪木、枯木などを提供してもらいたいという願いは通っているので、本藩管轄の山林から提供されていたと思われるが、宝曆九年時点では調達に苦労しているよう、竹、あるいは悪木を薪山から提供してもらうことを願っている。さらに天保五年には本藩領とは言えかなり離れた内野山や恐らく東側の杵島山の中と思われる御狩山やそこに支障があれば志田山の最寄りの山からの提供を願つており、土ばかりでなく薪の確保も大きな問題だったことがわかる。

三、課税について

統いて、若干ではあるが課税に関する記載があるので確認しておきたい。最初に登場するのが「宝曆九歳卯九月廿三日 志田東山ち焼物方ニ付而筋々差出候諸控」の四頁（本書5頁）に「拾五ヶ所之屋敷畠御成目銀拾ヶ年無米被仰付候様奉願候、尤釜地床者永代御免地ニ被仰付度奉願候 地床左之通り、横拾間、長三拾八間ニ奉願候也」とあるように、享保七年十一月から恐らく翌年にかけて志田東山を立てるときに、住居の引っ越し先十五ヶ所（軒）については十ヶ年の免稅、横拾間（約十八匁）、長三拾八間（約六十九匁）の登窓の地床については永代免稅を願い出て、前者が五ヶ

調査で甕、擂鉢、鉢、土瓶、徳利、皿、碗、香炉、灯火具、京焼風陶器（碗、深皿など）などの多様な陶器と染付大皿、中・小皿、碗、鉢などの染付磁器が出土しており、十八世紀前半～明治までの操業が考えられているが、磁器は文献資料などから寛政九年（一七九七）頃以降と考えられている。²⁵⁾同じく三号窯跡は、新田二基の窯跡が確認され、広東形の染付碗も出土しており、詳細は課題だが、皿山代官旧記覚書の文化十一年（一八一四）の口述に記される「志田新登」がこの三号窯と考えると、少なくともこの頃までには開窯していたと考えられる。²⁶⁾

また、これ以外にも志田東山の操業時期に関する、いくつかの文字記録が知られており、西山では「元 宝永丙戌歲／施主 浦川與右衛門 天保七年丙申年三月十二日」の西山陶山社にある石祠の銘文の「宝永丙戌岁 すなわち宝永三年（一七〇六）を現在のところ最古の記録とする考えが強い。そして、志田東山において重要なのが、東山山神社の石祠銘文「山神 法性院殿祠／当山釜焼中 寛保二壬戌曆」である。この山神とされた法性院殿つまり佐賀藩四代藩主鍋島吉茂によつて、その在位期間である宝永四年～享保十五年（一七〇七～一七三〇）に設立された可能性が指摘されている。さらに、元禄四年（一六九一）のケンベルによる「塙田（しおた Sora）村に着き、そこで昼食をとった。この村では、非常に大きな土甕を焼いていた」という記録から、特定はできないが、ケンベルの旅ルート上にあつた塙田地区内の甕焼き窯に志田西、東山などを想定し、特に西山を十七世紀後半まで遡らせる可能性をみる考え方もある。

以上のように、これまで志田東山、西山いずれについても明確な窯の始まりは不明だったので、改めてではあるが、今回紹介した享保七年（一七二二）に発生し、この年から恐らく翌年の享保八年（一七二三）には実際の操業が始まつたと推測できる志田東山の甕焼きの草創を記録した「宝曆九歳卯月廿三日 志田東山より焼物方ニ付而筋々差出候諸控」は重要である。そして、これまでの発掘調査の結果などからすると、志田東山二号窯跡をそのまま草創時の窯とすることが適当と考えられる。

また、草創のきっかけが藩主鍋島吉茂の御狩場の仕法という特別な理由であり、強制的な移住と渡世（職業）の変更が行われたことは興味深い。十五人（軒）が元々住んでいた「平ヶ倉山」とは、現在も地名として残っている志田東山二号窯跡の東側三～七百mの丘陵一帯と考えられ（図1）、ここが「蓮池御領分之山続間懸り鹿迦海場所ニ付面（蓮池領との山続きの間（境）にかかる場所で、猪鹿が迦す（逃げる）場所であるので、）」引き移るように命ぜられた場所と考えられる。

たとえば、「肥前陶磁史考」では「其當時久間焼と稱せられし」志田東山焼は、「承應年間の創始と見ねばならぬ」とし、「元禄年間に於いて、志田東山より分窯されしものが志田西山である」として、志田東山が早く承應年間（一六五二～一六五五）に開窯し、元禄年間（一六八八～一七〇四）に西山が分かれて成立したとする。¹⁹ それ以前の明治時代の文献「陶磁器沿革其他取調書」では、「是レ父老ノ口碑ニ傳ルノミニシテ記録ノ據ルベキ处ナケレバ年歴製品等詳カナラズ」と口碑だけで記録や物証はないしながら「往昔高麗人此ノ地ニ米リ飲食器製造ノ術ヲ授ケ（後略）」て（恐らく文禄慶長の役後に）朝鮮人が来て始まつたものを「寛永年間旧蓮池藩主祖先鍋島直澄老後當郡五町田村ニ隠遁シ久間村兩山再興陶窯數個ヲ設築シ皿鉢ノ二品ヲ製造セシム」とし、（志田東山西山）両山が（初代蓮池藩主）鍋島直澄が隠居した寛永（文）五年（一六六五）から没した寛文九年（一六六九）の間に再興されたと考えている。²⁰ ほぼ同時期に刊行された「府県陶器沿革陶工傳統誌」でも、「全國薩津郡久間村ノ志田窯ハ創始詳カナラズト雖モ口碑ニ傳フル所ハ歸化ノ韓人來リ陶スルニ厥ルト云寛永間陶業衰頃ス時ニ蓮池藩主鍋島直澄致仕シテ鹽田郷五丁田村ニ陶場ニ來ツテ其衰状ヲ憫ミ數窯ヲ築キ再興セシム（當時ノ製造磁器皿鉢ノ二品ニ限ル）其地不便アルヲ以テ後西山ニ移窯セリ」と、朝鮮陶工によつて始まつた五丁（町）田の窯場が、寛永期（一六二四～一六四四）に衰頃したのを鍋島直澄が隠居後に再興させ、後に西山へと移した、と微妙に窯場の場所が異なるが、十七世紀に始まつたことや西山が後出することなどは、「肥前陶磁史考」の記述と同じである。すでに地元でも明治時代の頃には、口碑以外に明確な記録が伝わつていなかつたことが想像されるのである。

これまで東山地区では志田東山一～四号窯跡の四ヶ所、西山地区では志田西山一～十二号窯跡の十二ヶ所の合計十六ヶ所の窯跡遺跡が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として登録されている。²¹ このうち東山では志田東山一号、三号窯跡、西山では志田西山一、二、三、四号および五、六号窯跡について調査報告書等が刊行されているが、江戸時代の窯跡は西山五号以外の七基で（図1）、佐賀県立九州陶磁文化館が平成二年に調査した志田西山一号窯跡では京焼風陶器、鉄釉陶器、二彩手、刷毛目陶器、叩き成形による鉄袖陶器などの陶器と染付の碗、皿、猪口、蓋付鉢、瓶、少量の白磁碗、鉢口と色絵皿などの磁器など、ほぼ十八世紀前半～中葉に限られる陶磁器類が出土し、現在までのところ、志田両山の中では最も遡る実物資料であり、特に志田東山との関係では叩き成形による鉄袖陶器が重要である。²² 続いて志田西山四号が十八世紀第2四半期に登場し、磁器の皿（大皿含む）、碗、鉢、水注や陶器の瓶、播鉢、京焼風陶器などを焼成して明治まで続していくが、十八世紀後半以降は磁器中心になると思われる。また、十八世紀末～十九世紀にかけて志田西山二、三、六号窯跡が作られ、いずれも磁器焼成を中心としたものと考えられる。²³ 一方、志田東山では志田東山二号窯跡の

近隣の同じ蓮池私領の中から調達していたがそこも掘り尽くしたので、さらにまた次の場所を希望していることが分かる。しかし、宝暦九年や天保五年の時が本藩懸り役および懸り役と思われる役人を通じて本藩の諸役に上申した上で、蓮池藩の諸役との役所同士の交渉を基本としていたのに對し、二十七行目から三十行目（本書^{(25)～(26)}頁）にかけてみると、この文書が蓮池私領の上野村の（釜）庄屋と釜焼御衆中へあてているのに特徴がある。差出人が宝暦九年の「釜焼庄屋」、天保五年の「志田東山／庄屋」から「志田東山瓶釜焼／支配」と変わつており、（天保五年）午九月からこの慶應二年の間に制度上の変化があつた可能性もあるが、次の上野村釜庄屋儀右衛門たちから上申の添え書きを見ると、理由の一端が見えるようである。すなわち「前書の通り、志田東山瓶釜（窯窓）登支配より願い上げられた通り、我々も同様に難渋しているので、右の場所を願いの通り、立木とともに我々へ仰せ付け下さることはできませんでしようか。幾重にも御すがり申し上げいたします。そうなれば御陰様で東山が難渋しないよう取り計らい申しますので、御上の御慈悲のある御評議をしていただき、何卒願いの通り仰せ付け下されるよう、御関係方面へ宜しく御達し下されることを、深重にお願い申し上げます。尤御上銀のことは、仰せ付けられ次第、謹んで承ります。以上」という内容で、「これは上野村の釜（窯）庄屋儀右衛門と釜（窯）焼中の連名による（蓮池藩）御山方と御役所への單なる志田東山の願書の上申ではなく、志田東山の土掘り取り場所の願いに加え、その場所の立木についても併せて、まずは上野村に許可していただければ、「東山難渋不被致通、取計り可申候……」（東山が難渋しないように取り計らい申します）といつて、本藩領である志田東山の土取り場の提供願いに便乗した、上野村の土取場並びに立木確保の依頼となつてゐるのである。

第二章 志田東山関係文書に見る若干の問題

一、志田地区の江戸時代の窯跡と志田東山窯の始まりについて

前章で、三件の文書について内容の概略を見てきたが、次にそこから見ることができる志田東山についての若干の問題を整理することとしたいたい。志田東山と西山が所在した嬉野市塙田町大字久間字東山と字西山および字代木は、江戸時代、十七世紀以降には佐賀本藩領と蓮池領に分かれており、それぞれ近・現代まで続いた肥前を代表する窯業産地であった。この両山の開窯期については、明治から昭和にかけて諸説が述べられてきた。

本藩役人、斐善太夫への同日付けの上申であるが、この斐善太夫は山方役人であろうか。

以上のように、本文書は、文政十一年（一八二八）の未曾有とされるいわゆる子年の大風などによって疲弊した志田東山が、本藩役所に対して燃料の薪の割山を数度にわたって依頼したうちの一つで、天保五年（一八三四）午九月に提出した関係文書と推定される。

三、「乍恐奉願口上覚」

この文書は、慶應二年（一八六六）寅十一月に志田東山瓶釜燒登支配外尾庄藏から（上野村釜）庄屋儀右衛門と釜燒御衆中への依頼状および同年同月の上野村から御山方、御役所への上申書である。内容を見ていくと二行目から九行目（本書^[24]頁）までは、宝曆九年や天保五年の文書にあった法性院様すなわち佐賀藩四代藩主鍋島吉茂の御狩法に關係して草創したという志田東山の由緒について、ほぼ同じ内容を記すが、特に後者の記載とよく似ている。次のように九行目から本旨に入り、「ところが近年三法湯の土が払底し甚だ難済していたところ、鍋嶋辰太郎様知行所、志田村の（蓮池）私領の久間山の伐木山裾辺り、志田原より釜々半丈ずつ掘り取つてきましたが、その土地も掘り尽くし、最職業を打ち疊むほかなく、当惑至極になります。」と開窓以來陶土採掘の場所として頼つてきて、宝曆九年にも保障された三法湯の土が底をつき、蓮池私領の志田原より取つてきていたが、そこも掘り尽くしたため、仕事を疊むしかなくなってきた、というのである。そこで十三行目（本書^[24]頁）中段からは「右の通り土床一つのために潰れることは、御先祖様のお考えに対しこの上なく恐れ多く、そして全員が飢渴することはたいへん残念であり、どうにもならないことは申し上げるに違ず（申し上げるまでもなく）、嘆かわしくなっております。よつて、たいへんお願いしづらく恐れ入ることではございますが、御私領久間山の内の大草場、一ノ狩倉の全体、並びに小狩倉の南裾辺りの田の端より一間位を掘り取ることをお願いさせていただけないでしょうか。伏して嘆願いたします。」と、蓮池私領久間山の田の近くの土の掘り取りを依頼する内容で、ここがこの文書の本旨である。二十行目（本書^[25]頁）下段からは「そうであれば由緒ある職業を続けることができ、恐れ多くも御先祖様（法性院様）のお気持ちを必ず立てて、多くの命も繋ぐことができるので、いつそ御重恩に対して有難き仕合せと思い、特別のお助けをいただくよう御吟味下さり、何卒願い通り仰せ付けていただくよう、御筋々（関係諸役）へ上申いただくことを深重にお願いいたします。もつとも御益については仰せ付けられ次第納め申し上げます」と結んでいる。このことから、慶應二年（一八六六）当時、志田東山の甕焼では陶土の調達に苦慮していた状況が分かるのであるが、陶土の調達場所も、当初の三法湯が払底し、

ければならないところですが、薪一つの事柄にでも手をこまねき、何分にも手立てがなく、当惑が差し迫っております（途方に暮れています）」と三十五行目から三十八行目（本書²⁰頁）まで、今後の安定的な運営のためには一層の薪の提供が必要とのことで、この文書の本旨が始まることとなる。すなわち、「このことから、近ごろ大変恐れ多い事ではございますが、打（内）野山ならびに福泉寺八ノくぼ山¹¹の御狩山の内から割山を小銀懸けにて一山の御再興のために提供下される道は御座いませんでしょうか。伏して願い上げ奉ります。万一般の二ヶ所に不都合があれば、志（田）山最寄りの支障のない山の内から一山を提供いたたく道は御座いませんでしょうか。只管嘆願申し上げます。」ということで、追加して本藩領など他の地城からの薪提供を要請しているのである。これ以後、四十五行目（本書²¹頁）からは、「この割山が許可されるとになれば『格段御由緒之職業』が後まで連続する道が屹度立ち、『御大恩有難く存じ奉り候』と統く。四十九行目（本書²¹頁）からは、「法性院様御狩法ニ付き御賢慮をもつて御草創遊ばされた御趣意の職業を自分たちになつて薄く心得る訳になつては恐れ多く、特に現在は『御国産御仕法之折柄』であり、片時もこのような姿であつては済まない所であり、前断（段）の（割山による）堀登御再興のための御仕法をお願いし、全員で奨励し、御国益の端にもなれるように出精いたしましたので、特別の御慈悲をもつて御評議をいただきますように幾重ともお願い申し上げます。」と書かれ、殖産に関係する仕法のことも出でている。五十七行目（本書²¹頁）からは「このとおりにお聞き下されば、繰り返しになりますが御古代様（法性院様）の御趣意も立ち、自分たちも水く家職の道も開け、さらには蓮池私領の西山は特に盛んに焼き立てているのに、御藏入りの（東山）がよろしくないと申し上げ、御由緒のある東山がひっそりとした為林の状況であり、多年にわたり無念に過ぎて来た面目を耀かせ、彼是の御恩沢を有難き仕合せに存じますので、薪一つの事柄ではあつても、私力の及ばないことですので、兎に角御照察いただき、願いの通り仰せ付けて下さいますよう御筋々（関係諸役）へ何分にもよろしく上申いただきますよう深重にお願い申し上げます。」と六十七行目（本書²²頁）で結ばれているが、この中には隣接する蓮池私領の志田西山の繁榮に対し、東山の堀焼窯が衰亡していることが述べられている。そして、（天保五年）午九月の日付で、「志田東山 庄屋祐人と堀燒窯中¹²」の連名で「尾崎卯兵衛殿¹³」あてになつている。宝曆九年の文書と比較すると、「堀燒庄屋¹⁴」が「庄屋¹⁵」「堀燒中¹⁶」となつており、単に「堀燒」が省略されたか、あるいはこの時期「堀燒庄屋¹⁷」が不在だった可能性もある。また、「堀燒窯中¹⁸」となつており、特に「堀¹⁹」が付けられているのは、東山でも磁器生産が行われるようになつていて事情によるものかもしれない。宛先の「尾崎卯兵衛²⁰」は、宝曆九年当時の訴訟時に東山と筋々（関係諸役）との間で奔走した懸り役、秀嶋貞左衛門の役に相当する人物であろうか。七十三行目から最後の七八八行目（本書²³頁）は、尾崎卯兵衛から

二、「乍恐奉願上口上覚」

この文書は、午九月の日付で、志田東山庄屋祐人と堀釜焼中から尾崎卯兵衛へ提出されたものを同じく午九月の日付で尾崎卯兵衛から斐善太夫へ上申した記録である。この午九月とは、十行目から十一行目（本書17頁）にかけて「去ル子年未曾有之大風災」と、文政十一年（一八二八）の、いわゆる子年の大風の記載があることから、文政十一年の次の午年である天保五年（一八三四）九月ということがわかる。以下、この文書の大略を記述する。「一行目の「某共儀、…」から十行目（本書17頁）にかけては、志田東山が法性院様（佐賀藩四代藩主鍋島吉茂）の御狩法によつて草創され、職業を陶器焼き立てとして永く繁榮するために、焼き立て用の薪の一通りは御狩山から無銀で提供されるという御仁達（深い思いやり）をいただき、冥加至極（多くの御加護、恩恵）をお請けして、先祖の者たちは所々より移つてきて陶器業を行い、これまで有難く継続してきたことを述べるが、続く十行目の下段から十九行目（本書17～18頁）にかけてが当時の惨状を訴える内容になつてくる。すなわち「然處、去ル子年未曾有之大風災ニ面」と始まり、文政十一年の大風により、「住居や細工小屋が吹き飛び端的に生活ができなくなり計り知れない難儀になり、就中、その大風以来年々米穀の高騰が続き、あれこれ極めて貧窮しており、飢餓が差し迫り、陶器焼き立ての手段も尽き果てて、いずれも潰れてしまい、仕方なく荒使子その外の日雇い稼ぎなどに出て稼いでいるけれども、元々不慣れで行き届かず、ようやく自分ひとりの身を立てるだけで、さらに親妻子の養う方法がなく、甚だ迷惑千方百して、嘆かわしくなつております」との状況で、続く十九行目（本書18頁）の下段からは「全員で集まり何度も申し合わせしたところ、法性院様の厚い思し召しをもつて草創された村柄（由緒）を潰すことには不本意で、外分など仕方ない事情は言うまでもなく、馴染みの職業の道を離れるようであれば、的然（はつきりと）極老幼少を育む道が途絶えてしまうので、焼き立て（釜入れ）することを精いっぱい申し談じましたが、時節柄、元手銀など仕入れてくれる銀向が無いため、外の方法が尽き果ててしまい、是非もなく仕事を打ちたまもうとしたところ」と、藩主の思し召しによる志田東山の窯草創の由緒から不本意ではあるが廃窯を決断した状況を語つてゐるが、次の二十九行目（本書19頁）下段の挿入部分からは、その状況に對して山方から薪の割山について許可が下りたことが記されている。「御山方より先の割山願いの通りに仰せ付けられたので、今度、皿山代官所より、厚い御由緒の壺釜（窯）登が形どおりに潰れてしまつてはいけないということで、御山方より以前の通り、割山を小銀懸けで御提供され、御再興の御仕法をしていただいたことはこの上なき仕合せに存じ奉ります」と、志田東山から少額による薪の割山の願いをした結果、これに対する許可が下りたということである。そして「ついては、なお一層薪の手配が重要なので、末永く勤めていくための処置を行わな

にしてお渡して下さい。それが無理であれば、悪木のうちから五十本ほどを先にお渡しitidagouyouにお願いいたします。納銀については嬉野内野山と（同）格に仰せ付けただければ、間違いなく納めます。」とのことで、近年の薪価格の高騰と陶土問題解決に伴う薪の量の増大に対応するための訴状である。二十三頁（本書14頁）四行目から末行には、「これを受けた山留二名から本藩役人と思われる角太郎右衛門あて、さらに、宛先がないが、角太郎右衛門から恐らく本藩役所の山方へのいずれも同日付けの上申の添え書きが記録されている。

実はこの二十三頁（本書14頁）までが宝暦九年の内容で、二十四頁（本書15頁）以降はその後の内容になつていて、すなわち二十四頁（本書15頁）一行目に「右願ニ而不相済候付而相済候候を」とあるように、この宝暦九年十二月十九日の割山の要望は、決裁されず滞つていた。そのため、「宝暦拾一年（一七六一）巳六月四日、再度この依頼についての了解を取り、同月十四日佐嘉へ行き、南部府太夫へ願書を提出した結果、早速決裁が済んだ」ということで、七月廿一日に山方より（秀嶋）貞左衛門へ御用手紙が来て、山方において貞左衛門にお達しがつたとのことで、その結果同八月五日より山方郡附の大塚伊十、懸り役の西久保松右衛門、飯田喜兵衛と小物成所下目附の古賀九左衛門などが来て、貞左衛門が立ち会い、白石山から松木廿七本、■（堡カ）岩山より同四抬本を仰せ出されたのを山留の五郎右衛門と庄屋松右衛門が立ち会つて受け取つた。山代銀は前に二回で納め、山仕廻り（山作業）は百日限りに仕廻る（してしまふ）ようになつせられた。さらに冬野山の内は、大山留の矢次弥右衛門が呼ばれて立ち合つた」との（宝暦十一年）巳八月廿二日付けの記録が二十五頁（本書15頁）四行目まである。以前から樹種不明だが悪木、枯木を渡し下されていて、今回は竹、あるいは悪木からでもとお願いしたが、結果的には松木の提供になつていて、

そして続く五行目から末行目（本書15頁）では、「この薪の割山の前年にあたる宝曆十年（一七六〇）辰卯月十五日に、早田重右衛門、村岡常七¹⁵などの役人が来て、志田東山の運上銀が、銀八拾匁増額され、合計武百四拾匁の三度納めになつたことが記録される。

以上が、「宝暦九歳卯九月廿三日 志田東山古焼物方ニ付而筋々差出候諸控 釜焼庄屋 松右衛門」との表題で、「今度当山龜土難儀仕候ニ付、以前龜焼被相立候節之控差出候左ニ」として始まつた文書の内容であり、そこには享保七年の「龜焼被相立候節」、宝暦九年の「龜土難儀仕候」および宝曆九年から十一年にかけての「薪及難儀ニ候」時の事柄が記されていたのである。これを二十六頁（本書16頁）にあるように天保九年（一八三八）に外尾半平が写しているが、次に見る天保年間の志田東山の窯場の状況が関係しているものと考えられる。

(二)で、直接的には宝曆九年の閏七月十三日に蓮池領上野村百姓の抗議によって起つてゐた、三法湯の御蔵入畠地での陶土採掘問題については一応決着した。経過を振り返れば、九頁（本書7頁）三行目から十一頁（本書8頁）末行までの、同年卯七月二日付け口上覚（訴状）にあるように、此々七、八ヶ年、蓮池領からの陶土提供が、領内である上野村の窯焼きに対して差し止められていたことに伴い、本藩領の志田東山への陶土提供も減少していたのに加え、先月中頃、すなわち六月中頃より「一日に（一度に）土の提供ができなくなつた」とことが発端で、七月廿二日の有田皿山代官による蓮池役人や庄屋たちへの交渉説得も不調だつたため、志田東山からの書付（訴状）提出となつた。本藩小物成所の吟味で、近々解決する見通しと判断された翌月の閏七月十三日に、とりあえず本藩直轄の御蔵入畠地より採掘しようとしたところ、隣地の蓮池領上野村田地の百姓「右衛門よりの抗議があり、再度閏七月十八日の藩庁への注進となつたのである。その結果閏七月廿日には小物成所からは旧来どおりの採掘可能との判断が下り、九月廿一日には皿山代官高木与惣兵衛宅で蓮池聞番、本藩小物成所の書付を渡され、相対での交渉を指示され、卯十月十八日の相対交渉により蓮池領三ヶ庄村屋たちからの口頭了解と印形取得で、概ね五ヶ月にわたる問題がとりあえず決着したのである。

(3) 薪の割山願いについて

しかし、この後さらに続きがあり、この文書の二十一頁（本書43頁）一行目から二十三頁（本書44頁）末行までは、陶土問題に併せて新たに発生した薪願いについての内容になつてゐる。すなわち、二十一頁（本書43頁）一行目から二行目に、「土についてはこれまで通りになつたが、薪が難儀になつてゐるので、左の通り願いを提出する」と書かれており、次の三行目（本書44頁）から二十三頁（本書44頁）三行目までの「乍恐奉願候口上覚」が、同年卯十二月十九日付で釜（窯）焼中と釜（窯）焼庄屋松右衛門の連名による山留の三右衛門、五郎右衛門へ宛てられた、薪材の割山願いである。大略の内容は、「我々は志田東山で亀（窯）焼を職業として仰せ付けられ、陶土は蓮池私領より、薪については薪山より悪木、枯木から渡していただき職業を営んできました。ところが近年蓮池領からの土提供が不連続になり、窯入れが以前どおりにはいかず、薪もわずかずつ調達し、当面の用をまかなければならず、今年の春から殊の外薪の価格が高騰し、時々の調達もできなくなつてゐたところ、さらにまた、今度土について以前通り提供いただくよう訴訟したところ願い通り仰せ付けられたため、釜（窯）入れも度々になるので、振り売り（行商）では商売にもならず、迷惑此の時になつています（今まで困つております）。今、申し上げにくいことですが、このための薪材の竹薪山より敵方四町ばかり割山

そして十七頁（本書10頁）八行目から十八頁（本書12頁）四行目は、（秀嶋）貞左衛門の口達書に対する小物成所や皿山代官所での吟味結果について、閏七月廿日に出された秀嶋貞左衛門から（志田東山）釜焼中への達である。内容は、「御藏入地畠地に右（蓮池藩私領）の者たちが構い申理由ではなく、早速元の畠地の土を掘り取るようすに小物成所（皿山代官高木）与惣兵衛から、（秀嶋）貞左衛門までお達しがった。もし私領百姓よりいろいろ申しせば、私領の役々より本藩の小物成所へ申し達するように言い聞かせ、口論など行わざ土を掘り取るようすに申しておくので、このお達しした趣旨の写しを差し出しておく。」ということであった。

続く十八頁（本書12頁）五行目から二十頁（本書13頁）末行までは、この三法渴御藏入畠地における陶土採掘問題の結末である。まず、十八頁末行までの卯九月廿二日までの一節は「九月廿一日、（佐嘉の有田皿山代官）高木与惣兵衛宅へ久五郎と松右衛門を連れて行き、別紙の（蓮池藩の聞役からの覚の）通り書付を持ち帰り、三ヶ村の庄屋へ申し談じ、土の掘り取りをするようすにとの渡しあげた書付を左に写し置く。」ということで、佐賀で皿山代官から直々に許可をもらい、それを関係三ヶ村庄屋に書面で渡している。その書面の覚が十九頁（本書12頁）一行目から末行までの蓮池聞番大塚孫次郎によるもので、「志田東山龜（焼）焼土を以前の通り提供するようすに申し付けることは聞いていたものの、近年、禁止された」とであり、役人たちだけでは難しく、主税殿（蓮池藩六代藩主鍋島直寛）へも訪ねたが叶わず、どうしたらいいかわからないのですが、気の毒なので東山龜（焼）焼達から上野、小野原の庄屋たちへ相談があれば、異議なく差し出すと思います。もしそのようにしていろいろ言うようであれば、再度仰せ達しください。」との内容で、近年、蓮池藩としては恐らく農地保護のために自領や、ましてや本藩とはいえ他領の陶土採掘については禁止していたようであるものの、大塚をはじめとした役人たちとしては、本藩からの申し出に対しても、当事者同士の交渉といつことに折れざるを得なかつたようである。次の二十頁（本書13頁）一行目から三行目は、この蓮池聞番からの申し達しを受け、まずは釜（笠）焼たちが相対で話し合うようとの卯九月付けの小物成所からのお達しである。

そして二十頁（本書13頁）四行目から同頁末行目までが、このお達しを受けて「十月十八日に小野原、郷野木、上野三ヶ村庄屋を（秀嶋）貞左衛門が、釜（笠）焼庄屋松右衛門の所へ呼び、いよいよ存じ所無く（これ以上色々考えずに）、土を相違なく提供するか、と云えたところ、（庄屋たちが）何の差し障りなく、此の向きは元の通りに土を提供すると申したので、そのように承知されたようすに請け合い帰つた。さらに庄屋たちに別条ないように貞左衛門から印形を取り置くようにする事。」という卯十月十八日付けの内容である。

（懸け合ひの結果、（この件は）近々解決しそうであるが、一日でもそのままにしておけば数百人の者の難儀がさらに増大するので、少しだけでも渡世（仕事）になることがあれば、一時でも見立てるようにならなければ幸いであるという願いに対し、すぐに取り掛かるようにお達しがあったので、（久右衛門）相談して掘り懸つたところ、上野村の二右衛門が来て田地脇を掘らせることはできないと言つてきただので、早速佐嘉（賀）へ注進したところ、（秀嶋）貞左衛門からは自分ひとりではなく、小物成所へも伝えたうえでの申し付けであるので、掘り懸つたところを早く帰つて掘るようとの達しがあつたが、この時も（有田皿山代官高木）より想兵衛や、小物成所へも交渉されており、再度何が言つてくれば、筋（關係諸役）からの仰せ付けによる掘り取りに對して言い分があれば、其方（二右衛門）たちから要望するように返答して、口論などせずに土だけを掘り取るようとのお達しがあつたので、掘り懸つた場所で土を掘り取つたが、その後は何も言わなかつた。そしてさらに貞左衛門から小物成所へ提出した口達書控を渡されたので、次に写し置いている」とあり、役所の許可があつても簡単でなかつたようである。

十五頁（本書10頁）九行目から十七頁（本書11頁）七行目までが（宝曆九年）卯閏七月十八日付けで秀嶋貞左衛門が提出した、その「口達覚」であり、基本的には前記されたものと同様の内容であるが、日付や登場人物がより具体的である。すなわち「御蔵入百姓の源藏の作り懸る畠地を同所の久右衛門に土掘り取りを相談し、（七月）十三日から掘り懸つたところ、上野村百姓二右衛門が、畠地をそのように掘くぼめられると先々田の耕作に支障がでるので掘らせない」と言つてきたので、釜（窯）焼き達からは、万一少しでも田などに損傷がでれば、いかようにもいよいよに相談するので、先に掘り懸つた所はわずかなので掘らせさせていただきたいと、その時言つたが、無理とのことで、一旦引き取り、再度久右衛門が行つていろいろと訳を言つて、この節東山が特別土難儀しているので、掘り懸つたままにしておくのはいざれにしても気の毒があるので、どうか土を掘り取らせてくれと相談したが決してできないと言つた、ということで、釜（窯）焼きたちから、どのようにしたらいいかと貞左衛門へ言つてきただので、日常生活もままならない為軀の状況であり、何とかして小龜（甕）だけでも焼き立て、日常生活を送れるようにして飢えを凌ぐように申し連した。しかしながらこのように御蔵入（地）より土取りをすることを、私領の百姓が差止められる理由は無い。このような不届きの言い分をそのままにして置く事は氣の毒に思うので、もともと釜（窯）焼き達が内緒で行つてはゐるが、金がなく、お尋ねした上で前文の通り申し付けているが、いかがしたらよいかお伺いしたい」という内容であり、ここには本藩釜（窯）焼きと私領百姓との利害がより鮮明に表れている。

り、志田東山から（書類として）願書を提出してするように達せられたため、早速即日に志田東山釜燒中と庄屋松右衛門の連名で秀嶋貞左衛門へ提出した口上覺が次の九頁（本書7頁）三行目から十一頁（本書8頁）末行までの「乍恐願口上覺」である。内容的には前段が前記の蓮池私領三ヶ村からの陶土提供の経緯が語られるが、最初の行には「白石西平御狩山」と前段にはなかった具体的な御狩山の地名が出ている。そしてよいよ後段の十頁十行目から十一頁二行目（本書8頁）には「然處此七、八ヶ年ハ上野村釜燒至之允ら申候者、蓮池領ら土不差出候様被仰付候故、東山へも土差出候義不相叶由申候」とあり、宝曆九年（一七五九）の七、八年前から蓮池藩府からの申付けということで、上野村の釜（窯）焼至之允から、上野村（山）も同様のことだが、志田東山への陶土の提供ができないといわれたが、そうであれば即刻渡世（生薬）に支障がでるため、色々相談して、少しづつ土を取つてわざかずつ窯焼きしてきたため、釜焼全員がたいへん難儀してきいたところ、さらに先月中頃より一度に土の提供することができないと言われ、細工等を止めることになり、（これでは窯焼を）続ける事ができなくなり数百人が飢えるほかない状況になったので、どうにかして、（これまで通り）蓮池私領より陶土の提供をお願いしたいので、筋々（関係諸役）へ要望することを重ね重ね願い奉る、という内容であり、ここからが正にこの文書の本旨である。

十二頁（本書9頁）の一行目から読み進むと、この願書を秀嶋貞左衛門から有田皿山代官、高木与惣兵衛へ提出したところ、高木から、この願書を提出するだけでは不調になりそうなので、蓮池私領の諸役へ内々に交渉すべく七月廿二日に現地に赴き、（陶土の採取地である）三法潟の懸り目付大田嘉太夫および小野原村と上野村庄屋を呼び、段々陶土の提供を差止めたことにより、釜（窯）焼たちが難儀しているので、元の通りの陶土提供を促し、もし無理というのであれば、釜（窯）焼全員から差し出されている訴訟を取り次ぐほかはない事を達したところ、蓮池（藩府）の誰（どの役人）からも提供を差止められているので、内々に渡していることは氣の毒であり、（大田）嘉太夫へ申し談じ返答を促したが、（庄屋たちからは）一存では指図できないとのことであったので、再度（秀嶋）貞左衛門からも懇け合い、いろいろと内談したが埒が明かなかつたので、我々（志田東山窯焼）からの願書を貞左衛門より了解の上、（有田皿山代官の高木）与惣兵衛に渡し、与惣兵衛了解の上、小物成所へ持ち出されたとのことだが、その後再度小物成所頭人執行七左衛門外諸役人より（秀嶋）貞左衛門へ志田東山釜（窯）の図、蓮池私領境白石西平辺懸山の図を仕立て差し出すようにとの連しがあり、釜（窯）図は以前御上質用に作成していたものを利用し、二つとも差し出している。

次の十四頁一行目から十五頁八行目（本書10頁）の一節には新たな問題発生が記されている。すなわち「秀嶋貞左衛門より、小物成所から蓮池（藩）

せ付けられた釜（窯）床、屋敷の開き明け、小屋作りを行うことが、この年の春に始められたことが一年を経たずに済ますようには急ぎに進めさせられている。また七頁（一七行目）（本書6頁）には、同じ十一月付で、皿山役の大塚覺右衛門、野中善兵衛、小物成役の東喜右衛門、大庄屋藤山利兵衛が来て釜（窯）運上銀百六十匁を正月、五月、九月の三度に納めることを仰せ付けられている。

以上のことから、御狩山の仕法による関係住民の移住命令が享保七年（一七二二）に行われたことが志田東山の設立の理由で、壺甕類を焼成すると考えられる燒窯として始まつたことが分かる。実際に窯入れした創業が何時だったかは不明であるが、この年の十一月に移住の達しが行われていることから、翌年の享保八年（一七二三）頃には始まつたことが推測される。

（2）宝曆九年の龜（甕）土難儀について

統く七頁（本書6頁）八行目の「一、御狩之時分、御鹿食御持ニ付而、見立次第ニ渡世仕候様仰付候へ共、龜土之義は蓮池領分上野村并小野原郷野木村、御座候事」から、いよいよ宝曆九年の事情になる。全体としてはこの七頁（本書6頁）八行目から二十頁（本書13頁）末行の「卯十月十八日」までが龜（甕）土採掘についての顛末、次の二二頁（本書14頁）一行目から三三頁（本書14頁）末行の「宝曆九年卯十二月十九日 角太郎右衛門」までが、併せて願いが差し出された薪の割山についての内容になっている。この部分が本資料の中心部分であり分量的にも多いが、まず龜土難儀についてその概要を追つてみたい。

七頁（本書6頁）一行目から九頁（本書7頁）一行目までは、本藩の懸り役（担当役）秀嶋貞左衛門の指示で願書（要望書）を提出するために前段までの享保七年時点の事情を振り返つた内容であるが、龜（甕）製作用の陶土についての取り決めがなど書かれている。すなわち陶土は隣接する蓮池領の上野村、小野原村、郷野木村の三ヶ村から、（蓮池領の）上野山、志田西山と同格に提供（差出）してもらうことを願い出したところ、（本藩の御狩方役人）高木勘兵衛、藤崎安兵衛から三ヶ村庄屋に、御狩山のために龜（甕）山が始められたという事情であるから、願いの通りにするようにお達しがあり、蓮池私領の懸り役との協議を経て、「御上御用筋之儀」であるので田島の底土を掘り提供することに何の支障もないとの返答があつたとの内容である。通常、陶器の原料は窯の近隣で調達することが合理的であり、逆に原料のある所に窯を作ると考えられ勝ちだが、この窯場では隣接するとはいえ、わざわざ数km離れた他領から求めているのである。そして、このことが志田東山の懸り役秀嶋貞左衛門までお達しがあ

文章の、宝暦九年直後の内容は、松右衛門自身が追記したものか、あるいは天保九年に写すときに外尾平半がその後の動向を追加して記したものであろう。このように表題が示す宝暦九年の松右衛門による記録が主体であるが、実はさらにその中には、三頁（本書4頁）の冒頭から「今度当山龜（龜）土雞儀仕候ニ付、以前龜（龜）焼被相立候節之控差出候写左二」享保七年寅春（—）内筆者注」とあるように、享保七年（一七二二）に行われた志田東山の窯場の草創に係る内容が七頁（本書6頁）七行目まで記録されている。すなわち、当該資料の中には、大きく享保七年（一七二二）、宝暦九年（一七五九）、その後の宝暦十（一七六〇）、十一年（一七六一）の内容が記されていることとなる。以下、この内容を、享保七年の志田東山草創の事情および宝暦九年の龜（龜）土雞儀と薪の割山願いの順にみていくことにする。

（1）享保七年（一七二二）寅春から同年寅十一月までの志田東山草創の事情について

まず、三頁（本書4頁）の一一行目から二一行目にかけて、「今度当山龜土雞儀仕候ニ付、以前龜焼被相立候節之控差出候写左二」とあることから、当山つまり志田東山が龜（龜）焼の窯として始められたことが分かる。そしてそれ以下にその時の事情が書かれている。すなわち三頁三行目から五頁四行目（本書4頁～5頁）まで、享保七年（一七二二）春のこととして、藤崎安兵衛などの本藩役人が来て、御狩山に懸るため志田村のうち平ヶ倉山に住む十五人が、自身で渡世（生業）を決め、別の場所へ移ることを命じられたが、引っ越し場所が田畠の耕作が無理な場所であるので、焼物山を渡世（生業）にしたいことをお願いしたこと。次に釜（窯）塗りたて用のこも（萬・ムシロ）と材木や小屋作り用の竹木、そして窯焼き継続後、ずっと薪については悪木、枯木を提供してもらいたいこと。（窯創業の）十五人の屋敷と畠の御成目銀は十ヶ年無米（無税）にしてほしいこと。さらに窯の地床（底地）については永代御免地（免税地）を願い、さらにその地床は横十間、長さ三十八間の規模であることも願っている。そしてこれらについて、源右衛門、善兵衛、休左衛門、清右衛門、甚左衛門、徳右衛門、源七、茂左衛門、源之光、源内、作左衛門、喜兵次、清左衛門の十五人の連名で願書を提出したところ、早速、安住武左衛門が窯の地床の見聞に来たことになつていて。続く五頁五行目から六頁末行（本書5頁～6頁）には、吉村又七ほかの吟味により、同年十一月には、十五人の願いは概ねそのとおりに仰せつけられたが、十ヶ年の無米の願いだけは、七ヶ年に短縮された。さらに御用により起つたことなので、窯塗りたて用のこも（萬・ムシロ）小屋作り用の竹木は無料で提供され、銘々で急ぎ刈り取ることなので、山から下ろすのに支障がないように人夫を提供するので、絶対に取り扱いが遅れないよう引き取り、いろいろ取り捨て銘々に仰

志田東山関係文書と記録された志田東山窯の歴史

家田 淳一

はじめに

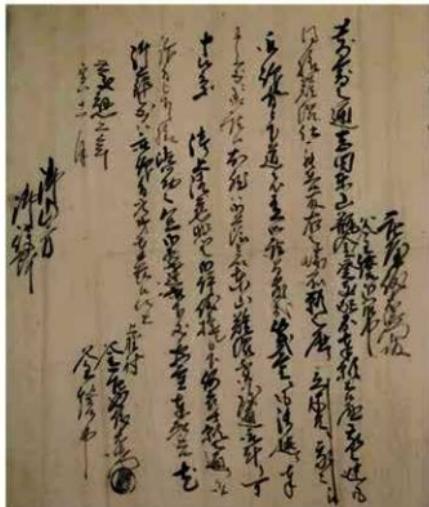
（一）に言う志田東山関係文書とは、（3）頁から（26）頁に掲載した佐賀県立九州陶磁文化館が所蔵する現在の佐賀県嬉野市塩田町大字久間にて所在した江戸時代の佐賀本藩領大外山の窯場、志田東山に関する「志田東山ろ焼物方ニ付而筋々差出候諸控」、「乍恐奉願上口上覺」、「乍恐奉願口上覺」の江戸時代の文書三件のことである。この三件は、昭和六十年の購入資料であるが、これまで具体的な分析が行われないまま保管されて来た。令和二年一月に改めて筆者が主要な部分を通読し、志田東山の開窯など重要な内容を含む資料であることを確認したため、地元である佐賀県嬉野市の嬉野市史編纂室と市史編集委員会専門員の尾崎葉子氏に協力を仰いだところ、編纂室の槐原慎二主任と木村都志枝専門員は進行中の市史編纂事業への活用も念頭に置いて、写真撮影による当該文書の資料化を行われ、尾崎氏にはその資料を基に三件の翻刻をしていただいた。

第一章 志田東山関係文書の内容について

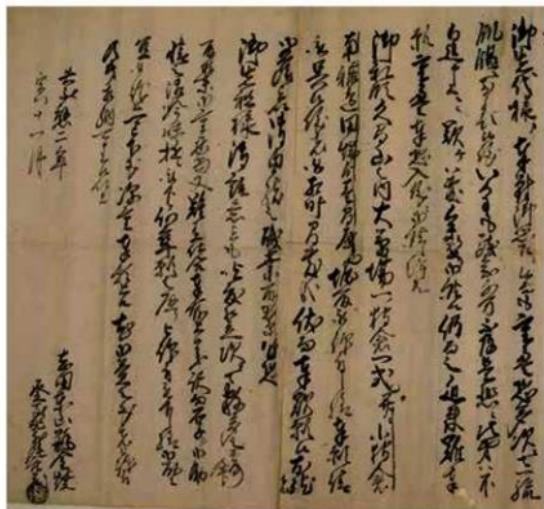
本章では、「志田東山ろ焼物方ニ付而筋々差出候諸控」と題したい。

一、「志田東山ろ焼物方ニ付而筋々差出候諸控」

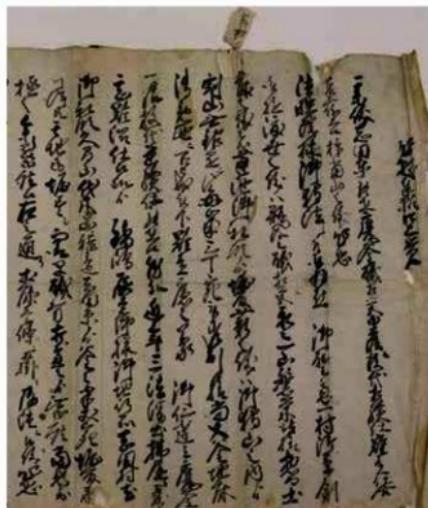
この資料は、表紙に「宝曆九歳卯九月廿三日 志田東山ろ焼物方ニ付而筋々差出候諸控 釜燒庄屋 松右衛門」と記された、全二六頁の冊子（紙帳）で、最終頁に「天保九歳 戊正月四日是を写ス 外尾半平」とあることから、宝曆九年（一七五九）に志田東山の釜（窯）焼庄屋、松右衛門が焼物について関係諸方面へ提出した諸々の書類控として記録していたものを、天保九年（一八三八）年に外尾半平が写したものということが分かる。さらに中を見ていくと、宝曆九年に松右衛門が記したのは表紙一頁（本書（3）頁）から宝曆九年卯十二月十九日の記載がある（三頁（本書（4）頁）未行までの内容である。そして、次の二四〇二五頁（本書（5）頁）の（宝曆拾一年）巳八月廿二日、およびそれに続く宝曆十年辰卯月十五日の記載のある



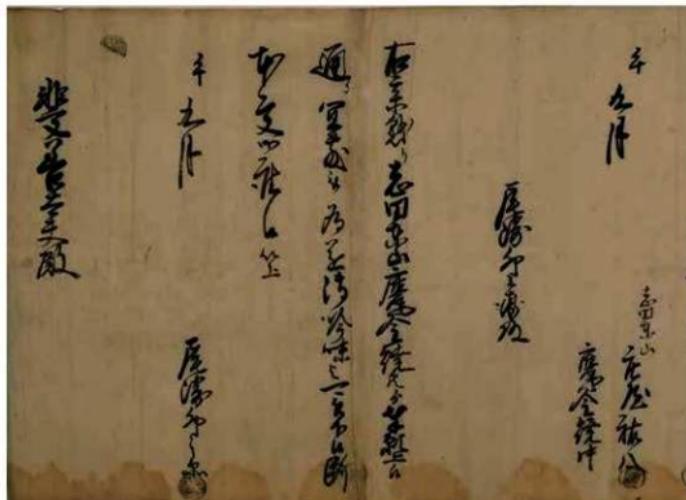
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	前書之通、志田東山瓶釜登支配方奉願上候通、我々達も 同様難波仕羅在候故、右之場所願之通り、立木共二我々江 被仰付被下道者有御座間敷哉、幾重ニモ御繕リ奉
⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	申上義ニ御座候、於然ハ御蔵を以東山難波不被致通、取計リ可 申候条 御上御慈悲之御評儀遊シ被下、何幸願之通り被
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	仰付被下候様、御筋々宜御相達被下義、深重奉願上候、尤 御上銀之義ハ被仰付次第奉畏候、以上
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	上野村 釜庄や儀右衛門
㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	御山方 御役所
㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚



①	御先祖様ノ奉對御恩召ニ候而も重疊恐多、次ニは一統 飢渴ニおよび候儀、いかにも残念千万不及是悲ニ次第ハ、不 直上々、歎ケ甚至製出然仰る人道難堪 林事主某其入化御前
②	御私領久間山之内、大草場、一ノ狩倉一式、并二小狩倉 南裾辺田端古老間通塙取被仰付候様、奉願請
③	被與候儀者被相叶間敷哉、伏而奉歎願候、於然者
④	御蔭を以御由緒之職業取繫、乍恐
⑤	御先祖様御趣意をも吃度相立、次ニは数多之存命
⑥	取繫、御重恩尚又難有仕合奉存上候条、訛而厚ク御助
⑦	情之御吟味遊シ被下、何卒願之通り被仰付被下候様、御筋々
⑧	宜被仰上可被下義、深重奉願上候、尤御益之義者被仰付
⑨	次第相納可申上候、以上
⑩	志田東山瓶釜燒 登支配外尾庄藏
⑪	慶応二年 寅十一月



乍恐奉願口上覺
某儀志田東罷在、號釜職相當、御蔭二數代相続仕難有仕合
奉存上候、抑當山之儀乍恐
御聖慮一村御草創
被遊、渡世之儀ハ頬釜職相當、永々一山繁榮仕様、惣而土
床之儀者、蓮池御私領占堀取、新之儀ハ御狩山之内占
割山無銀懸ニノ、每歲三丁宍被差出候様、尚又益地床
御免地ニ召被成被下、雖有兼々蒙、御仁達を號釜
一統數代連続仕罷在候、然處近年三法渴土私底ニ相成
甚難決仕候處ト、鍋嶋辰太郎様地行所、志田村尤
御私領久間山伐木山据辺、志田原占釜々半丈宍堀取來
候得共、其地も堤近シ最早職方打疊占無御座、當惑至
極ト、手計仕事通、志願得所、仰付旨意



77 76 75 74 73 72 71 70 69 68

割引

斐善太夫殿

右某懇り志田東山斐釜焼共々奉願上候
通り、宜敷被 為遂御吟味を可被下候斯

本文御座候。以上

午九月

尾崎卯兵衛
印

午九月

志田東山
庄屋祐八
印

斐釜燒中

尾崎卯兵衛殿



御古代様之

- 67 御趣意をも相立子、次二、某共永々家職之
 68 道相開、拔又蓮池御私領西山之儀は別而盛二
 69 燃立、御藏入之儀ハ不能申上、御由緒柄之東山
 70 幽之為林ニ而多年無念ニ相過候、面目をも
 71 相耀シ彼是御恩沢之程、万々以難有仕合ニ
 72 奉存上候案、薪一條之儀迹も私力不相及事
 73 情免、角清照奉手ノ如ク此承私也乃
 74 仰付被下候様、御筋々何分ニも宜被 仰上
 75 可被儀深重奉願上候、以上

回



往生院様御辨法存

御辨法二付御草創上 案下

仲情意後世承充、義理房主御傳^ノ御
本移候通共ニ重々之御事御辨法存
産御仕法未施行外モ止今ニ姿而空所
事々前御事御全清並其御辨法存
至爾御國更^シ陽^シ御事御全清並其御
事^シ御辨法存^シ御事御全清並其御
五^ノ通法事御存^シ御事御全清並其御

法性院様御辨法二付

御質處を以御草創被 遣下

御趣意、渡世某共ニ相成薄相心得候訛十二

相移候通共ニ重々恐多殊更當時御国

産御仕法之折柄、片時も只今之姿ニ而不相濟

所^シ前断覺登御再興御仕法奉願上、一統

相勵、御国益之端ニも相成候様、出精可仕奉存上

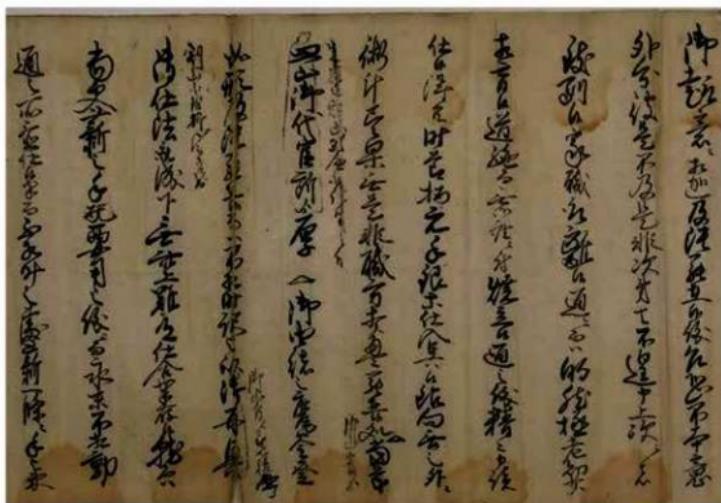
候条、別段之御慈詳被成下候様、幾重ニも奉願上候

其通御開済於被成下ハ、返々も乍恐

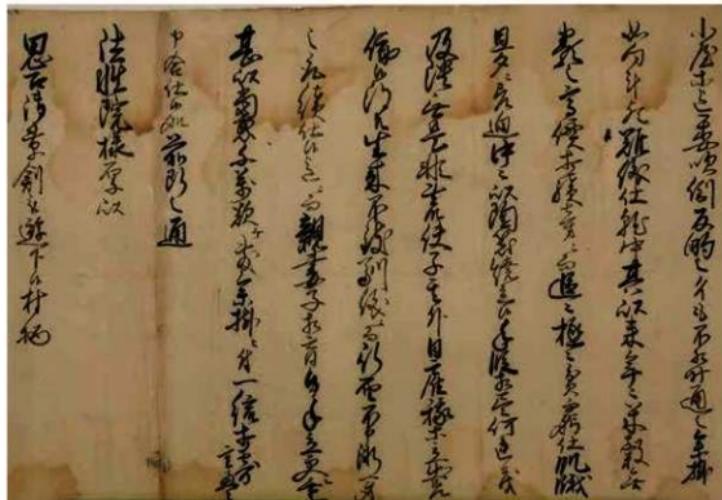
57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69



- | | |
|---|---|
| ⑩ | 依之近來恐至極奉存上候得共、
打野山山并福 |
| ⑪ | 泉寺八ノくば山御狩山之内 <small>ノ</small> 割山小銀懸二 <small>ノ</small> 八 |
| ⑫ | 一山御再興として被、
差出被下道は有御座間敷哉、只管 |
| ⑬ | 伏而奉願上候、自然右両所御支所御座候半ハ
<small>志山最寄御支不相成御山之内ノ割山を以</small> |
| ⑭ | 一山被、差出被下候道は有御座間敷哉、只管 |
| ⑮ | 御喰願申上候、於然ハ御蔵を以格段御由緒
<small>之職業、後來連続之道吃度相立、猶又</small> |
| ⑯ | 御大恩難有仕合奉存候、何角難申上奉存
<small>候得共、如斯不景氣ニ罷在候而ハ乍恐</small> |



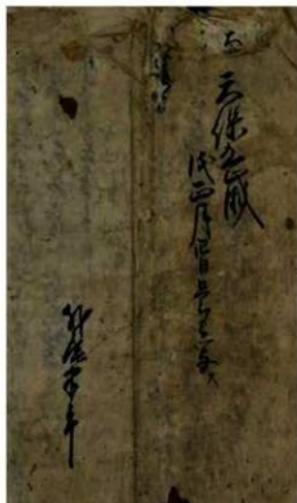
- (19) 御趣意二相迎及遣罷在候儀、乍恐不本意
 (20) 外分彼是不及是非次第は不達申上、次ニは
 (21) 致馴家職取離候通二而ハ、的然極老幼少
 (22) 仕候得共、時節柄元手銀才仕人與候銀向無之、外ニ
 (23) 相育候道、絶而無御座ニ付、燒立候通之儀精々申談
 (24) ○皿山御代官所古厚
 (25) △御由緒之覺蓋登
 (26) 術計尽果、無是非職方打量罷在候處、
 (27) ○皿山御代官所古厚
 (28) △御由緒之覺蓋登
 (29) 如形及遺罷在候而ハ不相叶訛を以、
 (30) (御山ノ名先様より御山小御伊二付被差出○御再興
 (31) 御仕法被成下、無此上難有仕合奉存候、就而ハ
 (32) 尚更薪之手配要用之儀ニ而、永未不相動
 (33) 通之處置仕候半而不相叶之處、薪一條二手を東
 (34) 南を新こと既要司ト候旨承未不若即
 (35) 通て而並ばる事無事ト御前一陣を承

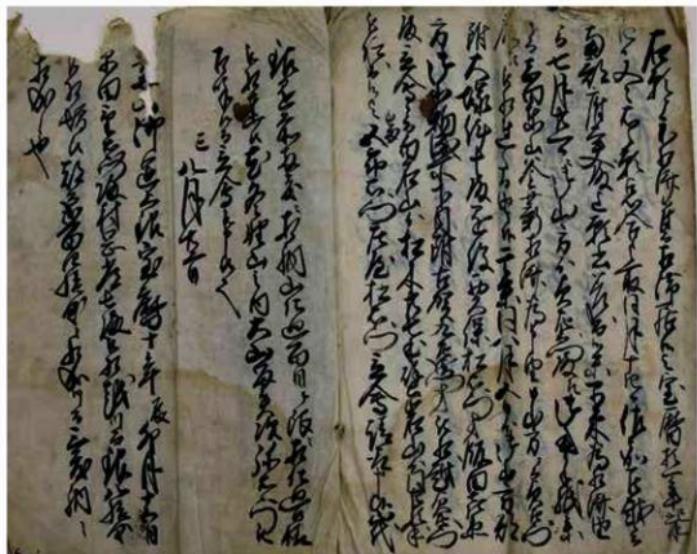


- (1) 小屋亦迄委吹倒、
如何計數難儀仕、就中其以來年々米穀無
數之高価打統、旁ニ而追々極々貧窮仕、机鐵
且夕ニ差迫、中々以陶器燒立候手段相尽、何連も
及演、無是非荒使子其外日雇稼士立出、差
- (2) 稼候得共、生來不致馴儀ニ而、行届不申漸一身
之取統仕候迄ニ而、親妻子相育候手立更ニ無之
甚以当惑千万、嘆ヶ數參掛二付、一統打寄重疊
申合仕候處、前断之通
- (3) 法性院様早以
- (4) 思召御草刷被遊下候村柄



(1)	乍恐奉願上口上覺
(2)	某共儀、志田東山住居罷在、代々陶器渡世相続
(3)	仕來、雖有仕合奉存候、聊當山之儀
(4)	法性院様御狩法二付、御聖應被為有
(5)	一村御草創被遊下、渡世之儀は陶器燒立、永々
(6)	一山繁榮仕候様被 仰渡、左候而益地床御免
(7)	地被 召成被下、燒立候薪一通は 御狩山之内古割山
(8)	無銀懸二ノ被差出被下候段、蒙 御仁達無此上仕合
(9)	冥加至極御請申上、先祖之者共所々引移り
(10)	陶器渡世仕、是迄難有数代連続罷在候、然処、去ル
(11)	子年未會有之大風災ニ而、家居は勿論細工





右願二而不相済候付而相滯居候を、宝曆始一年已六月

四日、又々右之願点合を取、同月十四日佐嘉罷越候而
南部府太夫殿迄願書差出候末、早速為相済由

三面七月廿一日三御山方貞左衛門殿江御用手紙參

候而、志田東山簽新相済為申由、御山方二而貞左衛門
殿江被相達たる由三候、其末同八月五日左御山方郡

附大塚伊十殿、縣役西久保松右衛門方飯田喜兵衛

方、御小物成所下目附古賀九左衛門方被相越、貞左衛門

殿立会二面、白石山ろ松木廿七本、〔第9〕 岩山より同四拾本

被仰出候を、山留五郎右衛門、庄屋松右衛門立会請取申候、山代

銀懸前兩度二相納山仕廻百日二限一相仕廻候様
當山御運上銀、宝曆十年辰卯月十五日
早田重右衛門殿、村岡常七殿被相越候而、銀八拾匁
被相增候、都而武百四拾匁二相成候而三度納二
相成候也

二五

二四



此新材ノ竹

候儀も不相叶、扱又当度士之儀此跡之通被差出被下
候様、御訴訟申上候得は頼之通被仰付候、右二付而是
焼物も度々釜入も仕儀三候へは、振完仕面は渡世
二も不相成、迷惑此時ニ御座候、近來難申上奉存候へ共

薪山之内方航方四町計割山二メ被渡下度奉願候。
其儀不相叶候ハ、悪木之内占五拾本程先以被渡下候様
奉願候、納銀之儀は嬉野内野山格ニ被仰付被下候ハ、
仰付候通、無相違相納可申候、此段御筋々宜被仰上
可被下儀、偏ニ奉願候、以上

卯十二月十九日

釜燒庄屋

釜燒中

松右衛門

山留

三右衛門殿

五郎右衛門殿

右之通志田東山釜燒中占奉願候条、御筋々宜

被仰達可被下儀、断本文ニ御座候、以上

卯十二月十九日

五郎右衛門

三右衛門

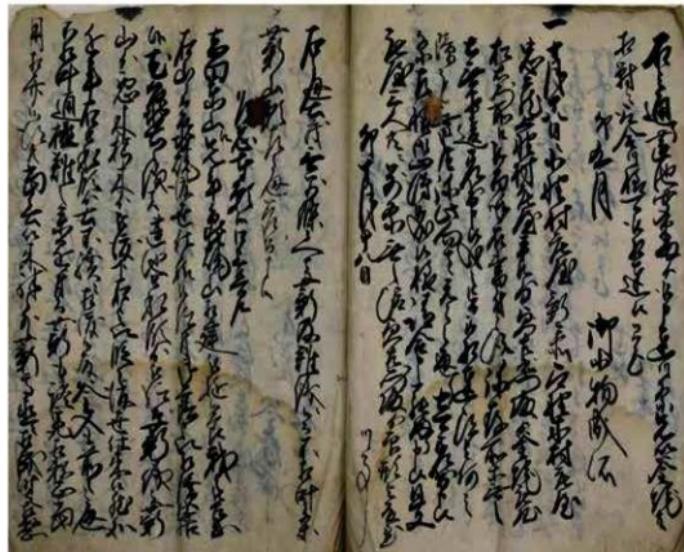
角太郎右衛門殿

右之通志田釜燒共占奉願候条、宜被仰上可被下候

断本文ニ御座候、以上

卯十二月十九日

角太郎右衛門



右之通り漣池開番と被申達候条、先以釜燒共
相對二取合候様可被相達候、已上

卯九月 御小物成所

右之通り漣池開番と被申達候条、先以釜燒共
相對二取合候様可被相達候、已上

卯九月

御小物成

一、十月十八日二 小野^{庄屋}新兵衛、郷野木村庄屋

忠藏、上野村庄屋平左衛門、貞左衛門殿^右釜燒庄屋

松右衛門所江被召呼、右書付之趣、弥存所才無之

士無相達差出申候故之旨被相達候得は、何之

障も無御座、此向は元々之通り士可差出申候

条、左様御心得被成候様請合申罷拂り申候、且又

庄屋三人共二別条無之趣、貞左衛門殿^右印形を取置候事

卯十月十八日

右之通り士茂無別候様へ者、薪及雜儀二候而不相叶候条、
薪山廬、左之通差出申候

乍恐奉願候口上覚

志田東山江先年龜燒山相建被遊候節、我々被召出

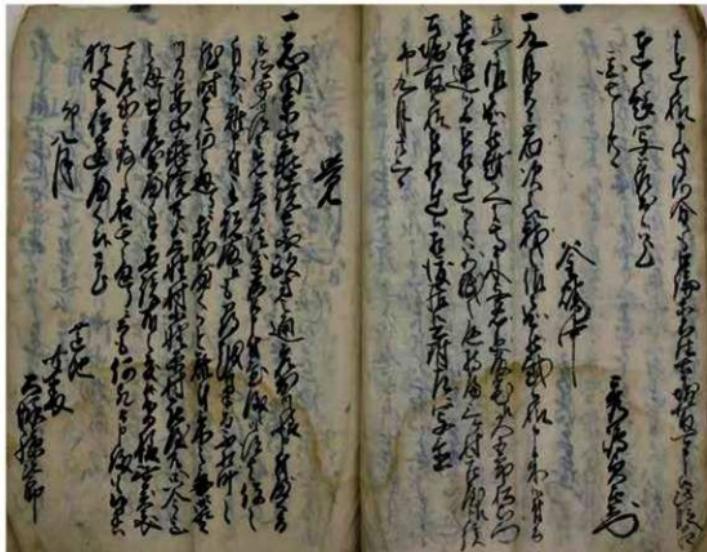
右山二而龜燒渡世仕候様被仰付、御膳を以相続仕居

候、尤龜土之儀者漣池御私領^右被仰出、薪之儀は薪

山^左恩木、枯木^右被渡下、右を以段^左渡世仕来候、然則

近年右御領^右土不統^左二相渡候故、益入も前々之通
不相叶通極難之參應二付而、薪も纏完相整、當

用相弁候得共、當春以來殊之外薪高直^左二相成、時々相整



申達候様申聞、何分二も口論亦不仕土堀取可申候、此段相

達候趣写差出候、以上

秀姪貞左衛門

一、九月廿日宿次を以我々佐嘉麗越候様申来候付而

十一月三日，嘉慶皇帝御覽，而天下之賦役減三之一，公私皆得

廿一日仲景齋題幅一卷
高木片
楚冥仲周守江外玉函
杜石

土疆取候牒被相連候、相連居候書附左三辱賈

卯九月廿二日

貢

一、志田東山龜焼土義、跡方之通差出候様申付べく旨

被仰聞候得共、先年の法度為被申付置儀ニ候得は、役々

然侍者河之通リニ相成べくかと雖叶、氣之毒ニ御坐

候間、東山龜焼共六上野村、小野原村庄屋共一隻今迄

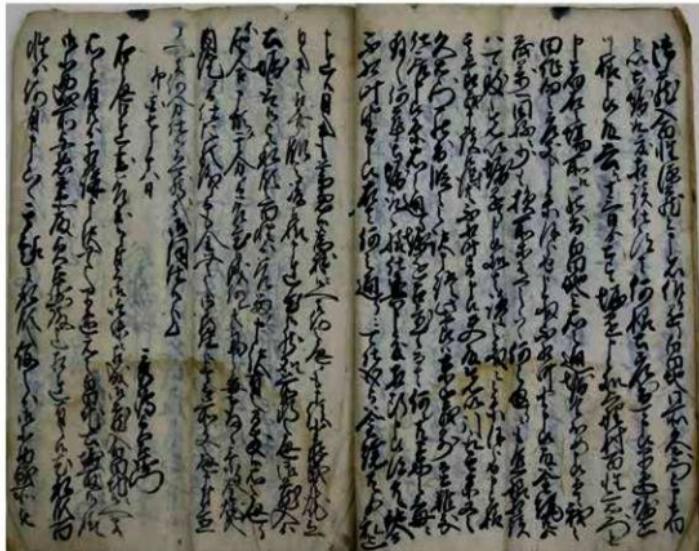
之通り士差出べく旨相談有之度候如何様無異義

可差出と存候、若其通リニ而も何歟と申儀も候半ハ
猶又被仰達べく候、已上

卯八月

卷之三

大家族次郎



<p>御職入百姓源藏と申者作リ懸り品地、同所久右衛門と申者 を以土壠取度相談仕候得は、何様仕差出可申候、早速壠懸 候様申候故、去ル十三日占士を壠懸申候處、上野村百姓二右衛門と 申者右之場所江罷出、島地を右之通壠くほめ申候而は、我々 田作向々差支申候条、ほらせ申義不相叶由申候故、釜焼共右 茂萬一田杯ニ少も損所士有之候ハシ、何之通リニモ宜様相談 ハ可致候、先以壠懸リ申候處は、繩之義ニ候条ほらせ申候様 其前茂申談候得共不相叶旨申候、夫故先以引取其末、又々 久右衛門罷出、段々之訛申談、此節ハ東山茂別而土難義 仕居申候条、右之通り壠懸召置候而何レ共氣之毒ニ 存候、何卒土壠取候様仕員申度相断申候得共、決而 不相叶由申候、右は何之通りニ可仕哉と釜燒共右私迄</p> <p>申達候、日用も暮兼候為體ニ候へは、何之通ニモ申談小龜成共焼立 日用之相弁肌を凌候様申達候、然処前断之通御藏入右 土壠取候を私領之百姓右差留メ申訛有之間敷候、右之通り</p> <p>不届合申形メ其分ニ而ハ差置候儀、何レ共氣之毒奉存候、奉り釜燒共 内證ニ而仕たる儀候而も金無之、御仕候上ニ而前文之通申付置 候へ者何分仕候而可然哉、御伺仕候、已上</p> <p>卯門七月十八日</p> <p>秀嶋貞左衛門</p> <p>右之通口達書差出候ニ付而、御吟味ニ相御藏入島地ニ候へ者 右之者共右相構申訛無之、早速元ニ島地土壠取候様 御小物成所と御兵衛殿、貞左衛門殿迄相達有之候、尤私領百 姓右何角申候ハシ、其趣者私領之役々右御小物成所被</p>	<p>御職入百姓源藏と申者作リ懸り品地、同所久右衛門と申者 を以土壠取度相談仕候得は、何様仕差出可申候、早速壠懸 候様申候故、去ル十三日占士を壠懸申候處、上野村百姓二右衛門と 申者右之場所江罷出、島地を右之通壠くほめ申候而は、我々 田作向々差支申候条、ほらせ申義不相叶由申候故、釜焼共右 茂萬一田杯ニ少も損所士有之候ハシ、何之通リニモ宜様相談 ハ可致候、先以壠懸リ申候處は、繩之義ニ候条ほらせ申候様 其前茂申談候得共不相叶旨申候、夫故先以引取其末、又々 久右衛門罷出、段々之訛申談、此節ハ東山茂別而土難義 仕居申候条、右之通り壠懸召置候而何レ共氣之毒ニ 存候、何卒土壠取候様仕員申度相断申候得共、決而 不相叶由申候、右は何之通りニ可仕哉と釜燒共右私迄</p> <p>申達候、日用も暮兼候為體ニ候へは、何之通ニモ申談小龜成共焼立 日用之相弁肌を凌候様申達候、然処前断之通御藏入右 土壠取候を私領之百姓右差留メ申訛有之間敷候、右之通り</p> <p>不届合申形メ其分ニ而ハ差置候儀、何レ共氣之毒奉存候、奉り釜燒共 内證ニ而仕たる儀候而も金無之、御仕候上ニ而前文之通申付置 候へ者何分仕候而可然哉、御伺仕候、已上</p> <p>卯門七月十八日</p> <p>秀嶋貞左衛門</p> <p>右之通口達書差出候ニ付而、御吟味ニ相御藏入島地ニ候へ者 右之者共右相構申訛無之、早速元ニ島地土壠取候様 御小物成所と御兵衛殿、貞左衛門殿迄相達有之候、尤私領百 姓右何角申候ハシ、其趣者私領之役々右御小物成所被</p>
--	--



一、秀崎貞左衛門殿より被相達へ、其方杯願之趣跡々申達置候

蓮池へも御小物成所より御懸合二相成候得は、近々可相済候

得共、時節精一日二面而只能在候而是数百人之者、弥增可及

難義候、少シ共渡世二相成義有之候半ハ、一時見立

申候様被相達候故、御藏入百姓樺崎村之内ニ罷在候久右衛門

持懸り晶地、小野原村、上野村、郷野木村之内少々ツゝ御座候

難義候、少シ共渡世二相成義有之候半ハ、一時見立

右晶下を渠リ小龜成共焼立見申度段、申達候得者

幸之義ニ候案、一刻も申談取懸リ候様被相達候故、相談

相ノ堤懸リ候得は、上野村二右衛門、右之場所江罷出、田地脇を

堀セ申義不相叶由申義二付、早速其段佐嘉ヘ致進候處、貞左衛門

殿より我々被召呼、右ハ拙者自分ニ申付たる儀ニ面も無之、御小物成

所へ茂申達候上ニ而申付たる義ニ候得は、其儘ニ而召置候義不

相叶候、堀懸候所早速罷取候様被相達候、其節茂

与想兵衛御小物成所へも又々御懸合有之、又茂何

角申候ハ、筋々方之御付ニ而堀取義ニ候申分才士有之候ハ、^(三)

其方环古相頼被申候様返答、口論など不仕上計堀

取申候様被相達候故、堀之場所江罷出土堀取候得共、其後

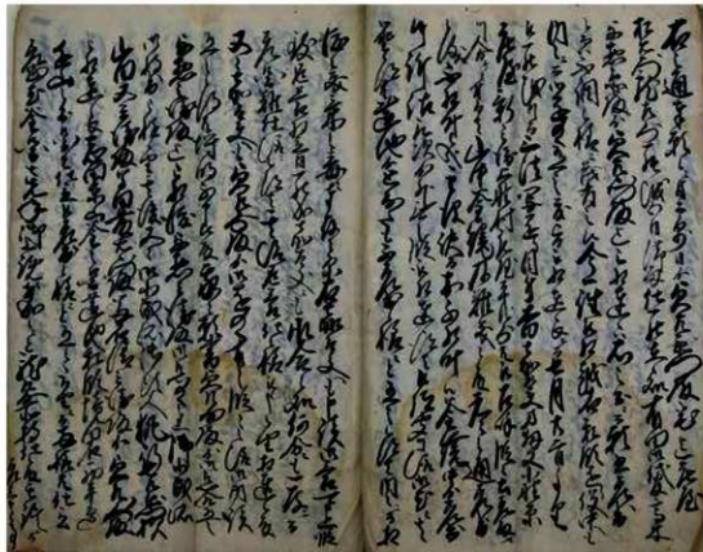
何之事茂申候、拔又貞左衛門殿古御小物成所へ右ニ付而

被差出口達書控被相渡候故、左ニ写置候事

口達覺

志田山瓶共、蓮池私領古甕土取來候處、右私領古

土不被差出候故、小野原村之内ニ御藏入晶地磯計ツゝ御座候を



右之通奉院候二付而則由方貢左衛門殿宇送至吳

松石館門 鹿児島縣立圖書館
五日滞留仕影在候丸 有田御代官高木

与物兵衛殿より貞左衛門殿迄被相達候ハ、右之分ニ而願書差出

候而八不調候様ニ蔑有之候、今一往被相越、有致候事、役中へも

内々二而御解合有之度月被相達候由二而 七月廿二日より

被説越候而、三法陶^{トモ}り目付大田嘉太夫方掲又小野原

庄屋新兵衛、上野村庄屋左衛門共被召呼、段々十差留メ

候分ケニ付而は、山中金機及難翁候故、元々之通差出

候儀不相叶候哉。其後決而於不相叶八釜燒中一勺差出

候訴訟取次方外無之段被相達候得は、被仰聞候趣御尤ニは

御座候得共、蓮池さとたも不差出候様ニと有之候得は、内々二面相

卷之三

渡候喪氣之毒二奉存候條、右嘉太夫へも申候御答可申上段

致返疑是日罷成，嘉太夫二也承人臣候處，何分二也一存二而

若因難仕趣ニ候得は、其趣返旨仕候様被申候由相違候故

又々嘉太夫へも貞左衛門殿より御託合有之段々之趣御内談

有之候得共、時明不申候故、我々頤書貞左衛門殿方御点合有之

与物兵衛殿玄被相減、与物兵衛殿御点合之上、御小物成所

御持出被遊候由、其後又々御小物成所御頭人執行七左衛門様

山田又兵衛殿、牟田藤右衛門殿、富石清兵衛殿、貞左衛門殿

被相達候由、志田東山釜之岡、蓮池私領境白石西平辺

近山之分國を仕立被差出候様ニと看之たる由ニ而兩様共仕立

差出、尤釜岡は先年御上質ニ相成候ニト龍左衛門所持仕候故、

卷之三



北野原村、郡野木村共士差出候様、被仰付度申上候得者

其節御狩方御頭人高木勘兵衛様、藤崎安兵衛様より
右三ヶ村庄屋六右衛門、甚左衛門、孫右衛門を志田村権七所ニ被

召呼被仰達候得者、御狩山二付当山二今度龟燒被相立

候付、其方共懸り村々、上野山、志田西山格二龜土差出

候様被仰達候ニ付、蓮池私領懸役々約合返答可仕段

申上候而、後日罷出懸り役松岡傳兵衛其外江仰付之趣申

達候得者、御上御用筋之儀ニ候案、田畠底之土を堤差出

申候様被申、何之障も無御座段、庄屋共共申上候故、其後百

姓中江申談、土を取龜燒渡世仕来、御蔵を以相続仕罷在候、然處

此七、八ヶ年ハ上野村釜燒至之允共申候者、蓮池領より

士不差出候様被仰付候故、東山へも土差出候義不相叶由

申候、乍然其通リニ而ハ渡世方反の差支申候故、色々至之允ハ

相談仕、少々ツヽ士を取、年々鐵冠釜を焼罷在候、夫故

釜燒中茂殊之外差支難仕候、其上先月中頃乃

一口二士差出候義不相叶由申候得者、細工士も相止メ罷在候

二付、反の相続不相叶数百人ノ者及肌外無御座候案

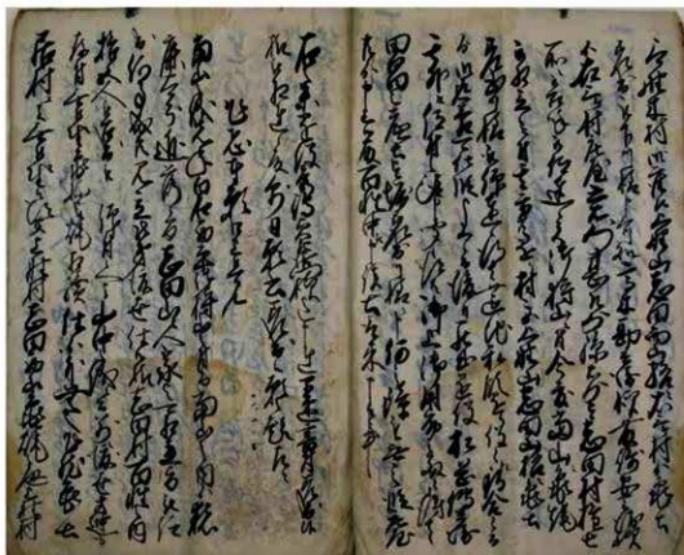
何之通ニ右私領弓士被差出被下候様奉願候、此段

御筋々宜被仰上可被下儀、幾重ニモ奉願候、已上

卯七月一日

志田東山
釜燒中
庄屋
松右衛門

秀嶋貞左衛門殿



郷木村二御座候、上野山志田西山格ニ右三ヶ村ガ龜士
差出被下候様申上候、高木勘兵衛様、藤崎安兵衛様

右三ヶ村庄屋六右衛門、甚左衛門、孫右衛門を志田村種七

所ニ被召呼被仰達候者、御狩山二付今度當山ニ龜焼

被相立候ニ付、其方共懸り村々右上野山志田山格ニ龜士

差出候様被仰達候得は、蓮池私御懸り發々江釣合候而

占 御返答可仕段申上候而、後日罷出懸役松岡傳兵衛

其外江仰付候趣申間候得共、御上御用筋之義ニ候得は

田島之底土を堀差出候様ニ申、何之障も無之段、庄屋

差出候様被仰達候得は、蓮池私御懸り發々江釣合候而

占 御返答可仕段申上候而、後日罷出懸役松岡傳兵衛

其外江仰付候趣申間候得共、御上御用筋之義ニ候得は

田島之底土を堀差出候様ニ申、何之障も無之段、庄屋

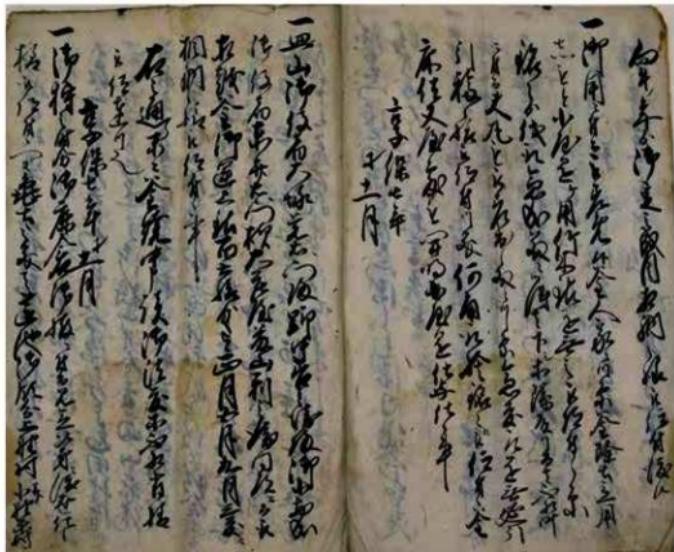
共ガ申上候故百姓中江申談、土取來申候事

右之条懸役秀嶋貞左衛門様迄申達、早速書付差出候
様被相達候故、則日頃書差出候、願之趣左ニ

右恐奉願口上覺
当山之儀、先年白石西平御狩山候付而、当山之内古猪
鹿大分道追候、志田山二人家を可相立旨被仰
出、何事成共見立次第渡世仕候様志田村百姓之内

拾五人被召出被仰付候へば、山中之儀ニ而別誠世方達も
存付無御座、龜杯を焼相続仕る外無之、乍然龜士
居付申上候故百姓中江申談、土取來申候事

居付申上候故百姓中江申談、土取來申候事
居付申上候故百姓中江申談、土取來申候事



向午ノ年右御定之成日相納候様被仰付渡候

一、御用二付而被差免候益人家二候条、益塗立用

銘々右伐取急成義二候得者、下シ隙取候而是不相叶

ニもと小屋懸ケ用竹木、銀懸無之被仰付候条、

候不候れと申助候事益トお湯石等之件

又人丸益とら名前益候事益ト名前益候事

引移候様被仰付候義、何角取捨銘々江被仰付候益

床、傍又屋敷も開明、小屋懸仕与仕候事

享保七年
二月

寅十一月

一西山役者大塚覺右衛門殿、野中善兵衛殿、御小物成

御役者東喜右衛門様、大庄屋藤山利兵衛同道二而被

相越、益御運上銀百六拾匁を正月、五月、九月三度二

相納候様被仰付候事

右之通り、末々益燒中申談御法度益不相背様

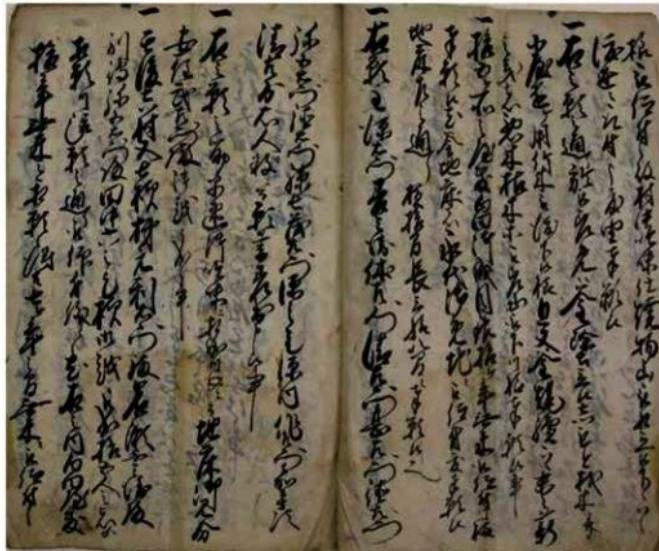
被仰達候也

享保七年寅十一月

一御狩之時分、御鹿食御拵二付而、見立次第二渡世仕候

様被仰付候益共、龜土之義は連池領分上野村并小野原村

福原村益唐木村益主應沙汰益金河村益等



様被御付候後、村中吟味仕候物山被相立被下候ハ、

渡世二取付申度由奉願候

一、右之願之通り於被委免ハ、釜塗立候ニテ材木井

小屋體乞用竹木被渡下候様、且又釜塗候ハ、末々新

之義者祇木、枯木士被差出被下候様奉願候事

一、拾五ヶ所之屋敷品御成目銀拾ヶ年無木被御付候様

奉願候、尤金地床者木代御免地ニ被御付度奉願候

地床左之通り、横拾間、甚拾八間ニ奉願候也

一、右願主源石衛門、善兵衛、休左衛門、清左衛門、甚左衛門、徳左衛門

清左衛門、徳右衛門、孫七、茂佐衛門、源之夫、源内、作左衛門、嘉兵次

詠去衛門、徳右衛門、孫七、茂佐衛門、源之夫、源内、作左衛門、嘉兵次
清左衛門、右人數三而願書差申候事

一、右之願之筋、早速御吟味ニ相成候由ニ而、地保御見分

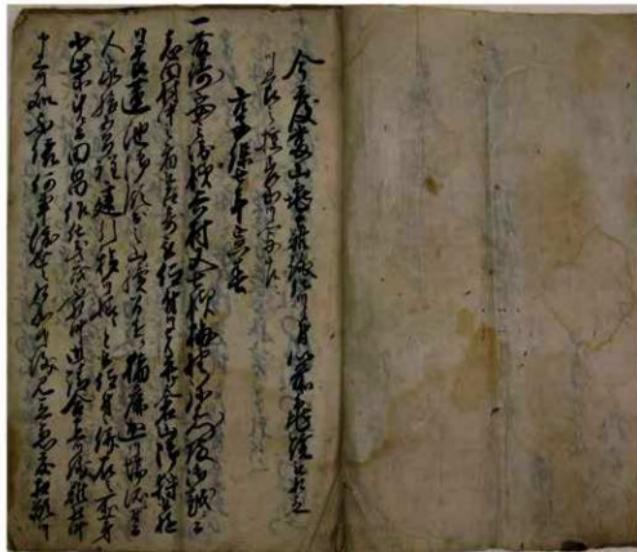
安住武左衛門殿御越被成候事

一、其後、古村又七様、柿五利右衛門殿、岩瀬与兵衛殿

副頭領五右衛門殿、田中六之元御越被成、拾五人ノ者右

相願候事、願之通り御付儀ニ候、尤右之内昌義敷
拾年無米を相願候事共、七ヶ年之間無米ニ被御付候

<p>詠去衛門、徳右衛門、孫七、茂佐衛門、源之夫、源内、作左衛門、嘉兵次 清左衛門、右人數三而願書差申候事</p>	<p>一、右之願之筋、早速御吟味ニ相成候由ニ而、地保御見分 安住武左衛門殿御越被成候事</p>
<p>一、其後、古村又七様、柿五利右衛門殿、岩瀬与兵衛殿 副頭領五右衛門殿、田中六之元御越被成、拾五人ノ者右</p>	<p>相願候事、願之通り御付儀ニ候、尤右之内昌義敷 拾年無米を相願候事共、七ヶ年之間無米ニ被御付候</p>



今度当山龜士難儀仕候三付、以前龜幾被相立

候節之控差出候享左二

享保七年寅春

一、 莲崎安兵衛様 吉村又七様、梅野弥右衛門殿御越二而
志田村中之者被召寄被仰付候者、平ヶ倉山御狩被遊
是處道他多岐々山麓石井、猪鹿上場御事
人所居當道之處、移御候事、信宿候所二付而
吉村坐而昌代仕候、其後昌金吉御相見
申上候處、不依何事渡世二相成候儀見立急度相顧候

申上候處、不依何事渡世二相成候儀見立急度相顧候



資料紹介 志田東山関係文書

凡例

一、本稿は、佐賀県立九州陶磁文化館所蔵の江戸時代、佐賀本藩領大外山の窯場で現在の佐賀県嬉野市塙田町大字久間に所在した志田東山に關する江戸時代中期から幕末に屬する三件の文書資料である、「宝曆九歳卯九月廿三日 志田東山ら焼物方ニ付而筋々差出候諸控 篠焼庄屋 松右衛門」、「乍恐奉願口上覚」を翻刻したものである。

二、各資料の規格は次の通りである。

(1) 「宝曆九歳卯九月廿三日 志田東山ら焼物方ニ付而筋々差出候諸控 篠焼庄屋 松右衛門」

〔形態〕 織紙 「法量」二十六・八cm×十八・二cm 「年代」宝曆九年(一七五九)、天保九年(一八三八)写。享保七年(一七二二)等の内容も記載。

(2) 「乍恐奉願口上覚」

〔形態〕 織紙 「法量」二五〇cm×一五cm 「年代」天保五年(一八三四)と推定。

(3) 「乍恐奉願口上覚」

〔形態〕 織紙 八六cm×三二cm 「年代」慶應二年(一八六六)。

三、翻刻作業は、嬉野市史編纂室が撮影した写真データをもとにを行い、最後に原資料による確認を行った。

四、翻刻文には文脈に合わない箇所、読点「」を入れた。(27)頁から(47)頁(右から左へ送る縦書き)日々次、以下家田論考も同じ)の解説論考との照合のために便宜上、「宝曆九歳卯九月廿三日 志田東山ら焼物方ニ付而筋々差出候諸控」には貢番号「一」と「二」、「乍恐奉願口上覚」、「乍恐奉願口上覚」の二件には①、②の行番号を付けた。また、譲賣の²⁶、²⁷、²⁸行目の二ヶ所の挿入文については、文字サイズを落として文意がわかりやすいように本文中に入れたが、原文書の行番号は文章の冒頭傍に残した。

五、字画の不明瞭なものは■であらわした。

六、抹消した文字は左傍に△を付けた。

七、傍注は次のように挿入した。

(一) 読字の場合。

(一) カ) 読みに疑いがある場合。

(一) カ) 括弧内の文字の脱落と思われるとき。

九、等(など)、よ(う)の崩し字¹⁰、平仮名の合字¹¹、(より)、(べ)、(く)、(め)、(く)のよう読みを付した。

十、貼り紙の文字は四角で囲み、(貼り紙)と付した。

翻刻 尾崎 葉子

執筆者（掲載順）

大橋康二（佐賀県立九州陶磁文化館 名誉顧問）

宮木貴史（佐賀県立九州陶磁文化館 学芸員）

家田淳一（佐賀県立九州陶磁文化館 シニア・アドバイザリー・フェロー）

尾崎菜子（元 有田町歴史民俗資料館 館長、嬉野市史編集委員会専門員）

佐賀県立九州陶磁文化館

研究紀要 第6号

令和3年（2021年）3月19日

編集発行 佐賀県立九州陶磁文化館

〒 844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1

印 刷 株式会社 三光

〒 848-0022 佐賀県伊万里市大坪町乙 4161-1

BULLETIN

OF

THE KYUSHU CERAMIC MUSEUM

No.6

CONTENTS

The Development Process of Hizen Porcelain during the Early Edo Period	• • • • • Ohashi Koji
<i>Meykan</i> Markings in the Mr. and Mrs. Shibata Collection Part. I -From Early to Middle of the 17th Century-	• • • • Miyaki Takaumi
The History of Shida Higashiyama Kiln Recorded in the Shida Higashiyama Relevant Document	• • • • • Ieda Junichi
Shida Higashiyama Relevant Document	• • • • • Ozaki Youko

2021